

令和2年3月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和2年3月5日(木)

1. 質疑、分科会設置

出席委員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	岩谷一徳
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	柏崎潤一	市民福祉部長	山田政信
観光文化 ^ホ 部長	藤原誠	産業建設部長	佐藤透
教育次長	目黒雪子	企業局長	八端隆公
企画政策課長	伊藤徹	総務課長	鈴木健
総務課危機管理室長	三浦幸樹	財政課長	佐藤静代
税務課長	菅原章	税務課債権管理室長	佐藤淳

福祉課長	小澤田 一 志	介護サービス課長	平 塚 敦 子
生活環境課長	伊 藤 文 興	健康子育て課長	鎌 田 栄
観光課長	三 浦 一 孝	男鹿まるごと売込課長	湊 智 志
文化スポーツ課長	原 田 徹	農林水産課長	武 田 誠
建設課長	畠 山 喜 美	病院事務局長	田 村 力
会計管理者	菅 原 長	学校教育課長	加 藤 和 彦
監査事務局長	高 桑 淳	企業局管理課長	太 田 穰
上下水道課長	真 壁 孝 彦	ガス工務課長	鈴 木 博
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前10時00分 開 議

○委員長（笹川圭光君） これより予算特別委員会を再開いたします。

当初予算に係る質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

10番佐藤誠君の発言を許します。10番

○10番（佐藤誠君） おはようございます。

私からは、通告しておりますが、男鹿駅周辺整備工事の事業内容と進め方についてということで、まあ予算、一般会計の当初予算の46ページにあります14節の工事請負費、男鹿駅前広場整備工事2億5,600万円、それから16節公有財産購入費の土地購入費1億2,341万5,000円、それから工作物等補償費、21節ですけど、3,909万6,000円について質問いたします。

この問題は、まず原点である、その平成29年の11月2日に結ばれた男鹿駅周辺整備基本計画と男鹿駅移設に関する覚書に、そこに書いて、考えてみないといけないと思うんですが、まず最初に確認しておきたいことは、工作物等補償3,909万6,000円の内訳をお知らせいただきたい。そして、まあこの中に多分、今回ちょっと問題になっております市が支払うべき、市が負担するべき設備休憩室並びに女性乗務員宿泊所の解体費800万円は入っていると思いますが、その認識で間違いないか、そのことをお知らせください。

それから、2つ目は、最初は、当時その覚書ではですね、期日が決まっていたのは

A B Cの土地の中のAの部分だけで、それは今年度末、いわゆる今月末までですね、それまでに処理するとなっています。そしてまたB Cは、別途協議するということでしたが、その後まあ協議がなされて、A B Cと一緒に購入するということに変更されたということで進んでおります。で、こういうことが、まあ議会ではいろいろ報告いただくんですが、実際いつまでに何をどこまでするということになったのか。覚書の変更の書類とか契約書とか、そういう正式な書面はどこまで交わされたのか。また、まだ交わされてなくて、今後、今後多分契約するとなってるのは別途土地売買契約書、これを締結するとなってると思いますが、それは大体日付はいつごろになるのか。また、補償契約は別途に契約するのか。これも日付はいつになるのか。この辺を教えてくださいたいと思います。

それから、この収用事業について伺います。

J Rとは、この土地を、この事業を収用事業として実施するというので、まあ最初の覚書に書いてるわけですが、それで合意となっています。で、土地収用法で事業認定というのは、まあ認定されたと思うんですけども、多分認定されたと思うんですが、その確認をしたいと思います。

で、認定されてないんであれば、また話がちょっと別なんですけど、認定されたということで多分私は思っていますが、本来収用事業は、その公共の用に資するというので税金が優遇されるというものらしいと。まあ控除が5,000万円あると思いますが、今現在は、多分土地の調書を作成して、裁決の申請を男鹿市から県に出したばかりであるのではないかと思います。だからこそ、申請書の写しとか添付書類が、この2週間、まあ2月の27日からですか、3月12日まで、市役所の3階のカウンターのところに公告されて縦覧されている期間ではないかと。そして今、関係者の意見を受け付けている最中であろうと思います。この後、そのいろんな意見を3月12日まで受け付けしてですよ、で、収用委員会で今度いろんな争点とか、それから補償額等について審査があります、多分。そして検討されて、また手続を経て、それから裁決になると思います。いつごろ、そういう認可されてくるんでしょうか。まあ多分、多分というか、今そういう状態であると。ということは、やはりまだ収用事業としてのこの事業が認可されていないのは確実であるし、その収用委員会でいろんな補償額とかも査定されていく、審査されていくわけですから、金額も確定していない

現段階ではないかと思えます。それなのに、まあ先日ありましたように、この一般質問であったように、工事が何か始まっていると。いるっていうのは、この収用法という国の法律に違反してはいないのかということを感じます。その辺についてお考えをお聞かせください。

それから、一昨日の佐藤巳次郎議員の一般質問で出た内容についてもう少し考えてみたいと思いますが、土地の価格について、巳次郎議員がおっしゃってました。土地の価格については、覚書では近傍類地標準の価格を原則とすると書いてました。で、栄町12というのが出てきて、1万4,200円ということが出てきましたけれども、栄町は商業地域であります。でも、じゃあJRの、今、JR用地が近傍ではあるけども類地として見れるのかどうか、そこはちょっと疑問があったので質問しますが、もっと市当局にも市議会にも、またJRにとっても、もっと近い類似した事例があると私は認識します。隣接するそういう土地の価格で我々がはっきり認識してるのは、まずオガーレの平米当たり1万700円。それから等価交換でやった職員駐車場、あそこは1万と630円、平米ですね。それから、12月議会で話題に出たオガーレ側の民間の土地、あそこは平米9,660円になりますね。そうすると、今JRと協議してる内容でいくと、平米当たり1万1,900円となっていて、まあやっぱりこのオガーレと比べても1,200円ほど高いと。まあ一たん土地は高く取引されれば、その後の売買にも、その地域の売買にも影響されてくるものですけども、まあ民間だったら自由な取引ではあろうけれども、市やJRが絡むいわゆる公用に資する取引で地価をそんなにこの操作すべきではないかと思っています。もしオガーレと同じとすれば、1,200円で平米1万371平米なので、1,244万5,200円ほど高い。また、民間の方に提示した金額でもしやるとすれば、差が2,240円だから2,323万円ほど高い。それくらい高く買ってしまうような今協議なんだということを思います。しかし、先日から、この間から、JR用地は特殊であると市側は説明しています。いわゆるその鉄道用地ですか、それは特殊なんだと。特殊っていうのはどういうことを言ってるのか、ここを伺いたいと思います。土地の評価について、じゃあどうなのかっていうことをお知らせください。

それから、建物について伺います。

女性乗務員宿泊所や設備休憩室を当初市で解体することになっていましたが、線路

の近接工事だからということでJR側でやることになりました。でも、その費用800万円は市が負担するというようになって、まあ今回私が今最初に聞いた部分になります。ところがおかしいなと思ったのは、やっぱり近接工事っていうのはJR東日本の在来線の規定では5メートルとなっているはずで、5メートルっていうのは線路のどっから測って5メートルなのか、わかったらお知らせください。

それから、次、なぜ全協でですね、視察が決まって、何かすぐ工事が始まって立ち入り禁止になってしまいました。結局、視察で中を見せてもらえなかったのですが、我々はこの補償する内容が機能補償だということで、どういう機能があるのか。それから動産を運ばなきゃいけない。どのくらい物があるのか。で、実際どういう建物なのか。そういうものも見たくて行ったわけですが、結局、我々が、議会がお願いしているその総務委員会にさえ見せてもらえなかった。我々が行ったときは、まだ中も壊していなかった。多分、立ち入り禁止にしたのは、アスベストか何かがあって立ち入り禁止にしたと思うんですけど、しかしながらですよ、原因者がですね、原因者がいわゆるオーナーですよ、原因者、原因者が今800万円出すっていうのであればの話ですよ、オーナーが行って中を見せてくれないっていうのはない。なぜそのときに、見せられないよう、私は見せられないようなものがあるのかなと思いましたよ。オーナーが行って、じえんこ出さのこっちだすものね、今までの説明でいけば。だからそれにかなったものかどうかを見に行ったのに、見せないでばたばたとやってしまって、今、跡形もなくなっている。このやり方がおかしいと思う。本当に付託している総務委員会にも大変失礼な話でした。これはなぜそうなったのか伺いたいと思います。

それから、最後ですが、アスベスト調査は市で行ったんでしょうか。設備休憩室と女性乗務員宿泊所、ついでに観光案内所のアスベストは、どこにどのように使用されて、どのような処理がなされなければならなかったのか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目は、工作物等の内訳ということでございました。1月31日の議会全員協議会の資料でもお示したところでありますけれども、補償対象となっている物件と

いたしましては、女性乗務員宿泊所、それから設備休憩室、それから、まあ物としては遊歩道と旧駅舎、バーベキューストレージとありまして、そのほかに動産移転料、それから移転雑費というものが補償の対象となっております。このほかに、もともと市が行う予定でございました女性乗務員宿泊所と設備休憩室の解体費について、補償料に上乗せする形で払うということをJR側と協議の上、決めております。

2点目の……違うか。

○10番（佐藤誠君） 工作等補償費3,909万6,000円の内訳を教えてください。

○企画政策課長（伊藤徹君） はい。その中に、はい。

○10番（佐藤誠君） 何が何ぼで何が何ぼっていうの。

○企画政策課長（伊藤徹君） はい。その件につきましては、総額で、まあJR側とは合意に至っている部分でございまして、個々の物件に一体幾らの補償料が当たるのかという細かい内訳というのは、現在のところまだ決まっておりません。

その算出の根拠として、コンサルタントあるいは不動産鑑定士による補償料の算定額、これらは出していただいているわけです。で、それらを合計すると、こちらが払うべき補償料、払う約束になっている補償料の額を上回るものですから、どっかで調整が必要になってきます。まず下げる必要があります。なので、個々の物件に係る補償料の内訳というのは、今の段階ではちょっと申し上げることはできません。

2点目の、まあ覚書によれば、Aの部分は今年度末までに処理することと決まっていたというところで、現在はその協議をしていく中で、市の方ではABCの土地を一括して買いますというお話になっているということと、それから、まあ大方その方向性というのは決まった、決まっている、協議の上では決まっているわけではありますけれども、それについて覚書を修正するような書類のやりとりとかといったことはする予定はございません。

で、土地の売買契約ですけれども、この後、まあこの予算が可決された後、4月に入ってから土地の購入の申出書というのをJR側に提出いたしまして、その後、公有財産取得に係る議案を議決していただく、可決していただく必要がありますので、臨時会を開催していただこうと考えておりますけれども、契約締結はその後ということになります。

で、補償契約、こちらが土地売買契約と同時に締結すると。ワンセットですので同時に締結する。別々の契約書にはなりますけれども、同時に契約するので同じ時期にすることになります。

それから、収用事業についてでございます。

現在、収用事業認定の手続がどうなっているかということでもありますけれども、2月21日に事業認定申請書を正式に県の方へ提出しております。そして27日から事業認定申請書等の写しの縦覧を行っております、現在縦覧中であります。で、今月の12日に縦覧が終了いたしまして、まあ意見書等があれば意見書等も添えてまた県の方へ提出します。意見書の受付が16日までですので、もし意見等があればそれもあわせて県の方へ提出するということになります。で、県の方では、17日、予定ですけども、3月17日に事業認定の告示を行いまして、県の告示ですので県の広報に掲載することと、それから県庁前の掲示板に張り出すことになろうかと思いますが、それがおおむね14日間告示されます。その後、税務署との協議に入りまして、税務署との協議はおおむね2週間ということで、4月の15日ごろ終了する予定です。ですので、実際にこちらがJRに対して土地購入の申出書を出すのは、それ以降ということになります。

収用法に違反してるのではないかという何かお話がございましたけれども、手続上は何ら違反してることはないわけでありまして。

次に、土地の価格についてでありました。こちらで、まあJRから買い取る予定の、便宜上、ABCと言わさしていただきますけれども、Bの部分とCの部分、まあ旧駅舎部分と、それから現在、女性乗務員宿泊所が建っているところ、設備休憩室があるあたりまで、あの辺、それからAの部分でも道路に近い部分、その部分は商業地域でございます。用途区分上は。で、それよりも奥の方といいますか、警察署寄りの方、こちらは、もっとわかりやすく言いますと、もともとあった線路で分かれていると思うんですけども、そちらの方は準工業地域であります。で、まあ近傍類似のという言葉でもってくと、商業地域として栄町ですよというところをもってきました。

で、特殊価格についてのお尋ねもございました。なぜ高いのかと。その覚書に書いていますところの標準価格を原則とすると。で、この標準価格とはどういうことかということ、一般質問でもちょっとあったわけですけども、標準価格というのは、そ

の地価公示価格でありましたり、標準地、基準地標準価格というもの、まあ県で発表しているものもありますし、それから不動産鑑定士が不動産鑑定の際に使用する標準画地の標準価格ということもありますけれども、いずれもその土地に対して減額する要素が全くないと、全くない更地の状態、何も減額する要素がない状態の価格のことを標準価格といいます。

で、JR側の土地がなぜ特殊価格なのかというお話がございました。これについては、我々もちょっと書いたものを読み上げるぐらいしかちょっとご説明するのがなかなか難しいのですけれども、鉄道事業用地というのは、鉄道事業法あるいは鉄道事業関連法令の適用下にあつて、鉄道事業の用に供されている土地であつて、市場性を全く有しない、そういったものであると。なので、市場性を有していないところの土地であるので、これに対して一般に土地取引がされる市場性を有した土地のような減額補正を加えることはまあよろしくないということが、不動産鑑定評価基準というところに定められているということでございます。で、不動産鑑定評価基準に言うところの特殊価格として鑑定評価するべきということでもあります。ですから、この論でいきますと、その土地が不整形であるとか、それから土地が大きすぎて金額が高くなりすぎるので買い手がいないから価格が下がるとか、そういった要素は一切これには含まないということでもあります。

で、ここはJRと我々の方でもかなり協議した部分でありました。で、まあまともにといたしますか、一番高いところをもってこられると、1平方メートル当たり1万4,200円ですよと。あの土地は現在のところは1の1という一筆の土地でありますので、どこを切り取っても1の1ですよと、同じ単価なんですよということで、一番高いところをもってこられると1万4,200円になる可能性もありました。でも、まあ協議の中で、市といたしましてはその価格ではやはりちょっと買うことは無理ですと。まあ我々がたとえ合意したとしても、議会が可決しなければ我々は土地を買うことはできないのだと。ですから、議会に納得していただけるような価格に落ち着かせていただかなければいけないという主張をしてみました。で、JRとしましては、土地の価格については秋田支社が単独で決められるものではないんだと。やはり本社の方の了解を得られなければ契約することはできない。で、鉄道事業用地の評価について、ほかのどこの鉄道事業用地とも同じように、やはり特殊価格としての鑑定評価

でなければそこはJRとしては容認できないという主張でございましたので、それについては、まあ特殊価格でもやむを得ないでしょうと。ただし、金額で我々は交渉したいのだと。形式といいますか、その土地の評価の方法が特殊価格としての評価であっていいので、価格でそこをこちらがまあ納得できるような金額でおさめていただきたいという協議をしてきたところでもあります。

それから、建物の件でございますが、近接工事どっから5メートルかということで、通常、線路の中心からというふうに伺っておりましたけれども、ただこれはあくまでおおむねの話をしているだけであって、必ず5メートル以上、例えば線路の中心から6メートル離れば近接工事でないかといえ、そういうことでもなくて、そこで行われる工事の内容、入ってくる重機等の種類、そういったことによって変わってくるのだということでもあります。

それから、先ほど佐藤委員、建物の中を見せてもらえなかったというお話をされておりましたけれども、補償コンサルによるその算定の際にはですね、もちろん専門のコンサル、ちゃんと資格を持った方が中に立ち入って詳細に調査しておりますし、その調査には市の担当者、建設課の方ですけれども、同席しておりますし、JR側も立ち会いをしております。ですので、その三者立ち会いのもとでしっかりした調査が行われまして、詳細な調査が行われたわけでもありますので、その内容をその後ですね、また我々が改めて確認するという必要性は感じていないわけでもあります。まして、あの建物は、現在のところまだJRのものでありますので、あそこに例えば立ち入らせてくださいというお願いをした際には、JR側からの立ち会いが必ず必要になりますし、そのための日程調整は、あの時間内ではちょっとできなかったと。こちらがいついつ議会全員協議会を開きますので、この日に立ち会ってくださいということも、向こうの都合といいますか、JR側の都合がつかなければそれはできなかったわけでもあります。何よりも建物の中については、もはや確認済みでありましたので、中まで見る必要は感じておりませんでした。

それから、アスベスト調査についてであります。

アスベスト調査につきましては、市の方で行いました。専門の業者に委託して行ったわけでもあります。もちろんその結果をJR側にも報告してありますので、あの建物を取り壊すに当たっては、それなりの配慮をされたことと思っております。

ちなみに、アスベストの飛散性レベルというのがあるのですけれども、乗務員宿泊所、それから倉庫、設備休憩室、こういったところ、あ、観光案内所、こういったところはレベル3、3段階ありましてレベル3が一番低いんだそうでありますけれども、一番飛散性の高いレベル1が含まれているのは、女性乗務員宿泊所の隣にありました浴場、それから旧駅舎の隣の大きなトイレ、この二棟であります。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠君） ありがとうございます。

まああの、何だ、何から聞いたらいいいかな。まあいずれこの工作物補償、工作物等補償の3,900万円の中には800万円も入っていたということですが、今まで説明では、全体的に包括的に合意してるので事前着工に当たらないということで、いわゆる予算執行、まだ予算前ですよ、これ本当に。今回出されている予算、この執行前にこの800万円がもう執行された形になっていることは、間違いないと今おっしゃったわけですね。ですから、これはやっぱり事前執行になると。これを我々が認めれるかどうかっていうのは議会の問題ですね。でも、こういうことやっちゃいけないですよ、本当は。と私は思います。事前執行は事前執行でしょう。まだ決まっていないんですもの。だから取り下げだったら取り下げてください、そこ。

それから、何だろう、その、やはりこの契約もまだ結局はされてない。土地の売買契約も、やっとまだ4月になってからJRに打診して、そして臨時会後だと。補償契約も臨時会後だと、同時だと、今そういう答弁ございました。ということは、まだ土地も建物も何も契約してないというような状況なわけですよ。まさしく本当に、この今議会が当局も本当に大事なことだと思いますけど、まだ何にもない中でやはりこれ進んでるわけです。そうしたら、何にもまだ契約してないんですけど、どの時点での土地を買うんですか。どの状態で買うんですか。契約書は日にちがあるわけです。この状態のときのやつを買いますということでしょう。そうすれば、今解体してあとなくなってしまったものは、JRが勝手にやってしまったんであれば買う必要ない。更地になってるんですよ、今。それは更地で買わないといけない。補償も何も要らない。私が何で日付を気にしてるかっていうと、そういうことです。いやいや、一番最

初にもう全部買うと言ってたじゃないかと、最初の覚書で。そこまでさかのぼるんだと。その部分を、解体する前の、今解体する前のことを言うのであれば、あればですよ、したら、じゃあ遊歩道はどうするんだって。最初はなかったじゃないの。後で勝手に、勝手になって失礼ですけども、後でJRがやったわけですよ。私は、このいついつ時点のこの土地を買いますよっていうことで覚書なりするわけですよ。多分最初は覚書したはずですよ。地点が、そのいつの時点なのかが大事だと思うんですよ、日にちが。そのときはなかったんです。私はこれ買いますよって言ったときに、その地主さんが勝手に建物建てました。でも、建物建てたけども、それは売買するときになったら、その建物を本来は撤去するべきでしょう。買う人が要らないって言うから、今。使えないって言うんですよ。それ生かすんだったらいいですよ。今まだ撤去しないとイケないんですよ。それを、残存価格があるから遊歩道までもってほしいってというのは、理論的にだれ考えたっておかしいことですよ。と私は思うし、だから日付がいつなのか。どこの時点の部分を買おうとしてるのか。すごくこれは矛盾することを今やろうとしてるんです。こういうことを議会の方でどう判断するか。議会はこんないい加減なやつを容認するかどうか、私知りません。でも、いい加減なことやろうとしてるんですよ。と私は思います。それを議会に容認しろと言うのかどうか。まずそう言ってるんだと思いますけど、議会そう簡単に容認できないかもしれませんよ。

それから、土地収用法については、まあ認可もしてないけど、やっぱり考えてみるとやっぱりもう始まってしまってる。あれもあわせて全部事業に申請してると思うんですけど、やって大丈夫なんですか。違反ならないの、これ本当に。市役所もJRも、そういう何か法律あるんですか。我々市議会で容認して賛成したら、我々も一緒に罪を犯すことにならないんですか。大丈夫なんですか。そういう根拠のある法か何かあったら教えてください。違反ならないって言ってましたけど。

それから、土地の件、特殊という件がありましたけども、結局、地域のことを今おっしゃってました。あそこも半分ぐらい、手前の方は商業地域なんだと。だから商業地域のやつを利用したんだという形なんだろうけども、しかし、地目としては多分鉄道用地になってるんでねえかなと思うんですけど、それがやっぱり特殊で、普通の宅地とか雑種地とかそういうのに出てこないと思うんですけど、で、鉄道用地には特

別なその決まりがあつて、平成19年3月30日の総務省の告示195号で改正されてきました。そこで、新評価基準では、運送以外の用にも利用されている鉄道用地の地目は、原則、雑種地に一元化すると。鉄道用地の評価としては、隣接する土地の価格の3分の1に相当する価格によって求めていることになっている。つまりもっとも土地は下がる。雑種地と同じです。3分の1、隣の土地の3分の1として評価されるって書いてるんです、それ。その辺は検討されて交渉したのか。こういうことは、やはりちゃんと19年に告示なってるんですね。

それから、建物について、線路の中心からって言つてましたけど、多分違います。中心からだつたら一番近いところの設備休憩室までは、多分8.5から9メートルぐらいあるでしょう、一番角で。女性宿泊室は10メートルもあります。で、皆さんご覧になられればよくわかると思いますけど、線路から5メートルのどこ、実際は線路の中心でなくて線路の肩、こう盛り上がってる肩から5メートル。で、そこさ何あるかって測ってみればわかるんですけど、私測つたから言つてるんですけど、メジャーで測つたから言つてるんですけど、そこにはフェンスがちゃんとあるんですよ、JRは今。全部ずらつとフェンスあつて、障害物、危険ないように、線路に来ないようにちゃんとフェンスあるんです、5メートルはと。それよりさらに3メートル、4メートル離れてる。5メートル離れているのが今のそれなんです。だから何も近接工事じゃないんです。JR東日本の在来線の規定からは全然はまってるじゃないんです。それをなぜ近接工事と言うのか。これで何で本来、私は解体いろいろやってますけど、こんなにかかるとなつて思っています。JRやると高いつてのは大体みんなわかってますけど、男鹿市、市でやつたらもっと安くできるんでねえがなという気がしますが、まあそこはわかりません。ただ、いずれこの、そういう調整のためにやつたんでないかなつていう気もしますが、それはまず事実関係わからないので言いませんが、事実としてはそういう距離としてはそうです。

それから、課長の話では、みんなが議会で視察は、自分自身が必要性を感じていなかったと。あなたが必要でないと思つたからJRに交渉もしなかつただろうし、我々市民の代表なんだから、市民のじえんこ使うんだすべ、今。市の代表として行つたんだから、それはやらないといけないでしょうと私は思います。

それから、最後、アスベスト調査。これ調べてみると、多分簡単なものは多分ロッ

クールぐらい、この程度ぐらいのやつだったんでないかと想像されます。想像ですよ。想像されます。ただ、実際は私もわかりません。中見せてもらってないから。なぜそういうかっていうと、あの看板に書いてたからです。看板見れば、どういうアスベスト工事やってるかわかります。しかし詳しくは書いていません。看板遠くから写真撮ればわかります。だから、こういうことをちゃんとじゃあチェックしてるのかって。ちゃんと処理されたのか。我々は、結局そういう軽微な飛散がしないやつでもどう処理しなきゃいけないのかっていうと、やっぱり湿潤な、ちょっと湿らせながら、それから全部こう囲ってやるとか、それどういうふうな袋に入れるとか、そういうの全部決まってるんですけど、何もあなた方もチェックしないままじゃえんこ出して、そのままやる。これJRがやってくれたから、だれも責任もたない。じゃあ、これは発注者はだれなのか。男鹿市でないんだと、結局は。やはり原因者は男鹿市でないんだと。男鹿市は関係なくこの解体が行われているんでないかと。そうであるならば、この解体費はやっぱり支払う必要ないんじゃないかなという気がします。だれも責任もってない工事になってるなって思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（笹川圭光君） 柏崎総務企画部長

○総務企画部長（柏崎潤一君） 私からは、今回の設備休憩室の解体が予算の事前執行ではないかということに関しましては、本会議場の一般質問の中でもそれは事前執行に当たらないというふうな答弁をしております。このことについては、さらにその後、議会運営委員会の会派代表会議の中でもこのことを説明しておりますけれども、設備休憩室の解体につきましては、財産の現所有者でありますJR東日本がこれまでの協議を加えて、踏まえて、JR独自の予算で実施したものであります。現在、令和2年度当初予算に計上しております補償料の事前執行については、予算成立前にもかかわらず補償契約を締結した場合に該当しますが、この補償契約は先ほど来の答弁で申し述べているとおり、4月、まあ予算成立後の予定でございますので、まあ関連予算の事前執行には当たらないというふうな見解、認識でございます。

また、この設備休憩室の解体が相手方に補償すべき正当な金額としては既に算出されております。で、このことについては、この算出された額に基づきます契約が予算執行の地点、これはあくまでも補償契約を締結するとき、先ほどの答弁で4月、まあ土地売買契約と同時期というふうな答弁でございますので、予算成立後ということで

ありますので、これもまあ予算の事前執行には当たらないという認識でございます。ただし、議員おっしゃるとおり非常に心情的には、まあ予算が決まる、決める議会をしている最中に当該建物が解体というふうなことで先に進んでいるという状況についての認識については、非常にこう感じるものがございます。ただ、法的には、この分についての予算上の事前執行には当たらないという認識でございます。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 特殊価格に関連するお話で、佐藤委員、先ほど鉄道事業用地、まあ線路敷のほかのところは雑種地として3分の1の評価だというお話をされておりましたけれども、こちら固定資産税の評価基準のお話でございまして、土地売買に係る不動産鑑定とはまた別の話でございまして。

それから、近接工事でないと佐藤委員おっしゃいましたけれども、近接工事であるかどうかというあたりは、JRが判断して決めることでございます。

また、収用法に違反していないのかと、事前に仕事がされていることについて収用法に違反していないのかということでございましたけれども、これについては、何ら違反するところはないとお答えいたします。

関連しておりましたが、アスベストの処理方法、解体に関するチェックについてでありましたけれども、こちらもJRがJRの責任において自分の所有する建物を取り壊している工事ということで、アスベストに関する情報はこちらからJR側に提供されておりますので、適切に処理したものと考えております。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠君） まあもう時間もないのであれですけども、もし例えば事前執行でないということであれば、もし否決されたらどうなりますか。最後そこだけ聞かせてください。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 仮に、この状態で、JR側が先に建物を撤去している状態で、予算が否決されて市としてJRの土地を買うことができない、補償料も払うことができないというような状態になった場合には、これまでかかった経費はJRがまあ負担している、単にJRの責任と。要は、JRとしては、これまでの協議を踏まえての市と、男鹿市とJRとの信頼関係においてこの仕事を事前にやっているわけであ

りまして、まあそれがJRの都合というのももちろん、JRも年度ごとの予算というのがありますので、今年度中にやっておきたい仕事という部分がきっとあったんだと思いますけれども、いずれ協議の中でJR側が取り壊しますよといった建物の一部を今年度の予算で取り壊したということだと思います。で、先ほども申しましたが、予算が否決されて土地を買うことができなくて補償料も払うことができなければ、その経費はJRの負担ということになります。JRはそのリスクを侵して、男鹿市との信頼関係に基づいて事業を進めてくださっているということになります。

○委員長（笹川圭光君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

次に、14番米谷勝君の発言を許します。14番

○14番（米谷勝君） おはようございます。

私からは、通告してあります議案第18号の一般会計予算のページでいきますと130ページのところに、会計年度任用職員ということで給与費こう載っております。一千、ん、職員手当だか、報酬が1億6,478万7,000円ってこう載っておりますけれども、まあ今年の4月から会計年度任用職員ということで、私は非常に臨時職員とかねそういう関係を、非常に待遇改善が図られているのではないかなということで何点かお聞きしたいと思います。

まずはですね、1つ目は、今っていうか現在いる臨時職員とかね嘱託職員、そういう方々が、非正規公務員の方々だと思いますけども、今度会計年度任用職員にどのぐらい移るのか。そこら辺について、人数とかで教えていただきたいと思います。

それからね、会計年度任用職員のうち、何か1号職員と2号職員とかあるっていう話ちょっと聞いたんですけども、そこら辺について、違いがあるとしたら教えていただきたいと思います。

それから、この会計年度任用職員のこの制度導入に伴って、人件費というのはどのような、何ていうか、金額っていいですか、どの程度になるものか、そこら辺の。要するに、ふえるのか減るとかぐらいで結構です。

それからね、何か国の方の、私ちょっと新聞見たりして、見たんですけども、あの財源が、もしこのこと導入することによって財源が不足する自治体には地方交付税を配分されるという、私、新聞報道見たんですけども、男鹿市の状況についてお伺いしたいと思います。

それから、4月からこう導入するわけですけども、これは1年、3月、来年の3月までの1年ごとの採用なのか。そこら辺についてお伺いしたいと思います。

もう一つですね、先ほどの佐藤誠委員が46ページの男鹿駅周辺整備事業についてということで、こう質問しておりましたけれども、私ちょっと聞いててね、ちょっといかなものかなと思ってちょっと聞いてたんですけども、私、今回質問しなくてもいいんでないかと思ったけどもね、これちょっと容易でないなということが生じてきたのでね。なぜかという、答弁でね、私、土地収用法っていうのはね、皆さんもご存じのように、普通の土地の売買ではねあんだすよね。皆さんもご存じのように。用地交渉がまとまった結果だとか、土地の収用法の最終手段なんですよ。最終手段。まとまらねがった、まとまらねえ、要するに土地買えないがらこの法律を使うっていうのが土地収用法なんですよ。それに対してね、私、答弁で聞いてて、JRとの協議、それから議会の了解、これどういうことなのかなと。土地収用法でこういうことってあるのかなって思って聞いてたんですよ。そうでないでしょう。土地収用法っていうのは、もう本当に買えない土地なので、だけども公共用地として必要なことからってことで法律決まってて、こういう土地収用法の手順って、進め方ってあるでしょ。だからそれによって皆さんが今、何ていうすか、事業認定の今実施してるのは告示ですか、告示だけか、何かやってるんですけども、これはね土地収用法の事業主というのは、まず国の方が主体なんですけども、今の場合は県なんですよね。だから何回も皆さんで議論してるようだけども、土地の値段どうのこうの不動産鑑定とかそういうやつやると、土地収用法を使うと事業認定の告示とかって進みながら、何ていうすか、収用委員会ですか、その収用委員会とかで土地の値段とかって決めるあんでねあんだすか。そうでねえあんだすか。これJRと市のやりとりで、この事業っていうのは決まるもんだんだすか。私、何回もね、まあ議会に公告とか何とかって私いつもこう頭かしげながら聞いてるんだけどもね、違うんでないかなと思うんだけどもね。

それからですね、さっき答弁の中で、予算可決された後に契約と言いましたね。議会に決定させるんですか、議会に。例えば土地収用法でも進んでるとしたら、土地収用法でいくのがあれじゃないんですか。この土地収用法の値段とかそういうやつみんな決めさせるっていうことですか。議会では決められないでしょう。事業認可、この事業はいいですよって決まって事業認可の知事の許可だすべ。都道府県知事の許可だと

思うすよ。事業認定というのは、都道府県知事、あ、国土交通大臣のことになってるけども、今の場合は都道府県知事だと思いますけどもね。知事が認定するんでしょ。その認定されたもので予算計上するだろうし、議会に対して予算計上するだろうし、そしてその後に議会で議決された予算に基づいて契約とかって進んでいくんじゃないですかね。そこら辺について、何かちょっともう、こうやるからってばおかしいどもね、進め方っていうか、何か前々から本当にこの事業、本当に進め方大丈夫なのかなっていうことを何回も話はしてますけども、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 鈴木総務課長

○総務課長（鈴木健君） そうしますと、会計年度任用職員につきましてお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の人数の前年との比較についてでありますけれども、昨年、令和元年度ですけれども、まず予算上は、一般会計の予算上では、嘱託職員90名、それから臨時職員が141名、それからALTが今回会計年度任用職員ということで位置づけられますけれども、こちらが3名ということで、234名が今年度の一般会計の予算に見られております。これには通年を通じて雇用される、されない、本当に短期間の臨時職員等も含めての人数となります。これが令和2年度では、予算書の給与費明細書にありますように、132名という形になります。今年度は選挙等がありまして、臨時職員の人数が若干多いという事情もございますが、まあ内容について精査した結果、令和2年度では132名という形になります。

それから、1号と2号の違いということでご質問ですが、恐らくこれは会計年度任用職員の地方公務員法の規定の22条の2第1項の第1号、2号のことだと思いますけれども、第1号とは、パートタイム会計年度任用職員、短期間の勤務の職員でございます。2号は、フルタイム会計年度任用職員ということになります。こちらは、1号は、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べ短い時間である者と、地方公務員法で規定されております。一方、2号では、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者と規定されております。で、まあ令和2年度では、まあ男鹿市では、すべて一般会計ではパートタイ

ムの会計年度任用職員で任用したいというふうに考えております。

それから、人件費についてでありますけれども、こちらは、令和2年度は給与費明細書にありますとおり、2億1,267万8,000円の人件費であります。一方、今年度、まあ令和元年度の予算ですけれども、人件費としましては1億3,594万1,000円あります。増減としますと、7,673万7,000円の人件費としては増となりますが、ただし、これまで臨時職員であった職員、こちらが、性質別の分類上は、これまで物件費に計上されております。この計上されてる分が臨時職員の賃金として8,668万8,000円ございます。また、社会保険料、共済費になりますけれども、こちらも現在物件費に分類されておまして、これが2,842万7,000円ございますので、もしこれを含めた場合、臨時職員分も含めた、いわゆる人件費等の合計では、令和元年度の当初予算で2億5,105万6,000円となります。こちらで比較しますと、合計で3,837万8,000円の減額という形になります。これは単純に比較するのは、なかなか条件も違いますし、任用する人数も違いますので一概には言えませんけれども、まあ数字的にはそういった形になっております。

それから、財源についてのご質問でありました。交付税の方で見られるということですが、会計年度任用職員への移行に伴いまして、国では、これまで支給されておらなかった期末手当の支給などが考えられますので、それで増加となる分について、地方財政計画において普通交付税の一般行政経費に1,690億円、これは包括的算定経費の総額で計上するというふうにしてはしておりますが、これは任用する人数に応じて支給されるというわけではございませんで、これは職員の給与だとか、そのほかのもろもろの経費を包括的に算定する経費として、人口1人当たり幾らというような形で計算される、その算定の基礎に加えられる部分でございます。この地方財政計画で、まあこの分として1,690億円を所要額として見るほかにも、まあまた追加で見分、それとも減額する分、そういったものがさまざまございまして、この分、会計年度任用職員分としまして男鹿市にどれくらい来てるかというのは、ちょっと算出することは困難な状況でございます。

それから、会計年度任用職員1年ごとの任用になるのかということですが、こちら、まあご質問のとおり1年、あくまで1年ごとに会計年度ごとに任用するとい

う形になります。

で、あと翌年度以降にですけれども、あくまで新たな職に改めて任用された者というふうに整理すべきという、国の方で考えが示されております。ですので、任期ごとに能力実証、まあ人事評価等を行いまして、能力のあった者を改めて新たな職に再度任用するという、そういった考え方になります。ですので、まあ通常はその年度が変わって急にこの職務が必要なくなるということもない職が一般的かと思えますけれども、毎年年度ごとにその職が必要かどうかを判断して、その新たな職に同じ人、特に問題なければ2回までは再度任用ができると、そのような運用になるものであります。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 私からは、男鹿駅周辺整備事業に係るご質問にお答えいたします。

まず、米谷委員は、土地収用法は公共事業用地が買えない場合の最終手段として収用委員会で値段を決めて買うのでないかというふうにおっしゃいましたけれども、土地収用制度とは一体どういうものであるかというあたりからお話しさせていただきますが、憲法の第29条第3項に、私有財産は、正当な補償のもとにこれを公共のために用いることができると規定しております。要は、公共目的を達成するために必要があるときは、私有財産を公権力によって制限し収用することができる。ただし、その場合、正当な補償がなされるということが定められております。土地収用法は、この憲法の規定を受けまして、土地等の収用に関する手続を定めておりますけれども、大きく分けると、その具体の事業が公共のための事業であるかどうかを認定する事業認定手続、それと収用される側に対して正当な補償を決定する裁定手続の2つに分けられております。で、現在我々は、事業認定手続を県と協議の上、進めているわけですが、まあこちらは順当に手続がされて進んでいる状態であります。

で、裁定手続、要は収用委員会で値段を決めるのでないかというお話でございましたけれども、このことにつきましては、土地所有者と市の間で合意がなされている場合には、土地収用委員会は開かれない。要は合意があればそれでよいというものであります。

それから、土地の価格を議会に決定させるのかというお話でございましたけれども、

こちらは市の条例でございまして、男鹿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というものがございまして。こちらの第3条で、予定価格2,000万円以上の不動産、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限るとなっておりますが、価格2,000万円以上の不動産を買う場合には、議会の議決が必要であるとなっております。ですので、当局側としてJRと価格について合意がなされた後で、議会からその価格について、その売買契約について、その不動産の取得することについて可決していただく必要があるというわけでありまして。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。14番

○14番（米谷勝君） 会計年度任用職員については、非常にこう詳しく答弁していただきました。本当に細かいところまで説明していただきました。

それから、男鹿駅周辺整備事業について、土地収用法のことについて今答弁ありましたけども、何か書いたもの読まれたっていう記憶なんですけども、私、それを、土地の契約とかそういうやつ聞いているんでないですよ。土地収用法に本当になじむものなのかっていうことを聞いているの。確かに書いたもの見れば、私あれだすよ、一番あれなのは土地収用法だって、目的っていうのは公共の利益となる事業のために土地を必要とする場合に限ってとかって、これ当然なんです。そこの中で手続ってあるでしょう。まあ皆さんも当然だすべ。これ県知事の許可、言ってみればあれだすもの、事業認定手続というのは、国交大臣だとか知事とかだすもんな。だけれども、今の場合は、事業認定庁というのは、市町村事業等の場合は秋田県知事なってるんですよ。だから最初から何か、いつだっけか、4月15日、ん、でね、平成29年の何だか覚書で、土地収用法によるなんて勝手に決めてやって進んでいるからこういうことなんでないかって聞いているんだすよ。自分方で勝手に土地収用法だって決められるもんだすかってことだ。そうでないでしょうって。やっぱり手続が必要なんでないのかっていうの。だからさっき私言ったのは、土地収用法っていうのはね、そんなに使えないんですよ。男鹿市だって初めてでしょう。学校建てるたって何だかって、何やるたって、土地収用法っていうのはほとんど使わないんですよ。と私は思います。使わないんじゃないかと思えますよ。最後の手段と同じなんです。だからJRとの協議だとか議会さ認めてくれだとかそうでなくて、法律にのっって進めていって事業を

認めてもらうのが、認めるのが、今回の場合は秋田県知事だすべ。だからそのために、皆さんが今手続してらんでねあんだすか。だから土地調書とか何か物件調書とかっていろいろなものを出してるすべ。だからその、普通であれば、普通ってばおかしいども、本当にその収用法の手続でスケジュール的にやるっていうことは、皆さんはあれだすべ、委託も関係するコンサルタントの方々から、みんなこういうものやらねばいけねえ、こういうものやれねばいけねえって聞いていると思うので、やっぱり私も非常にこう、今回なぜ時間的にかかっているのか、もうちょっとわからないんですよ。やっぱりちゃんとしたやるべきことをやってれば、何もこの3月のよ定例会で、議会でどうのこうのっていうのは出てこなくても、この事業の認定をとればいいんじゃないかと私は思っていたんですけどもね。へば、何も議会で決めてくれとかって言わないで、こういうもので事業の認定をとりましたと、私はそういうことで何にもあれじゃないかなと思っていたんですけども、そのことと違うんですかね。そのことについて。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） お答えいたします。

この事業が土地収用法になじむものなのかという問いでございましたけれども、この男鹿駅周辺整備事業というのは、やはり公共の用に供するための整備事業でございまして、そのために進めているわけでありまして、これが収用事業としてなじむかどうかというあたりは、事業認定申請を県にしているわけでありまして、県の判断ということにはなりますけれども、手続は決められた順番のとおり書類を提出して、ただいまは事業申請書類等の縦覧をしておりますし、これが終われば県の方で事業認定の告示をするという手はずになっております。

で、議会に決めさせるのかというお話もありましたけれども、今回の定例会に提案しているのは、用地取得、それから補償料、また工事請負費などの予算に係る部分でございまして、土地収用法に係る部分というのは、議会に諮るというよりは議会には単に報告しているという状況でございまして、収用法に関する手続というのは、まあ時間はかかっておりますけれども、順調に進んでいると。で、この後も、事前に協議をしながら進めてきた手続でありますので、それぞれに事務処理のための時間がかかってはいますけれども、この後も特段のそごは要請されていないところであります。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑。14番

○14番（米谷勝君） 私、何ていうか、ちょっと勘違いされれば困るんだけども、要は順調にこう手続してるっていうけども、順調に手続しているものでなったとしたら、何も3月議会でなくて、私、当初予算でなくて、事業認定がされた時点でいいあんでねすかね。予算計上すればいいあんでねえすか。予算。私言うのは、なぜ議会さ決めらへらんだかっていうの、そのことなんですよ。やっぱり何事業だって、やっぱりいろいろあるあるすべ、手続とか決めらんねばいけねえことってあるすべ。今のやつは、契約とかそういうこと進めるために議会の何ていうすか、議決が必要だということだすべ。だから例えばね、私方、今、今度議会で一番私困ると思うのはね、事業認定もとってねえものさ予算をどうのこうのって言われたとき、どうなるのかって、これも私心配してる。何事業だって同じだすべ。だから一般質問で、あ、一般質問だっけか、事前着工でねえがとかって出てくる。こういうのは発生しないんですよ。何にも無理しなくてもいいんだもの。ちゃんと決めたら決めた時点でこういけばいいあんだすよ。スケジュール立てたとか何とかでなくて。だから一生懸命みんながまとめる、まとめるでねえ、こう何ていうか、資料つくったりいうなことをこうやってるんだって。だから土地収用法に、それだけの難儀するためのものでねあんだすよ。公共事業にこうやって使うために、その土地所有者は協力してくださいと。ただ補償もちゃんとしますということが土地収用法だと私思ってるんですけどもね。

あと今のあなた方提案してきてる、議会に議決を求めてにきてるっていうのは、何か議会で決まる方が先になってしまうんですよ。そういうその事業の進め方ってあるもんですかっていうことなんですよ。そのことについてもう一度。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） お答えいたします。

予算は事業認定の後でないかというお話もございましたけれども、事業認定の手続と予算は、必ずしもリンクするものでもありませんけれども、この後ですね税務署との協議があるわけですが、まあ県の告示が終わった後、税務署との協議に入るわけですが、こちらでは、この土地売買に関する予算が可決されているという書類を提出する必要もがございます。その予算につきましては、もちろん事業認定がされなければ執行することはできないわけでありまして、県とも相当早い時期から事前協議を

重ねてやってきた手続でありますので、まあ認定されないという心配は全くないと考えております。

○委員長（笹川圭光君） 14番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、7番船木正博君の発言を許します。7番

○7番（船木正博君） おはようございます。お疲れさまです。

私の方からは、令和2年度当初予算の113ページになります。10款教育費4項中学校費4目教育振興費17節の備品購入費の106万2,000円、楽器というところの部分でございます。

これをちょっと今、備品購入費のところを見させていただきましたけども、この感じとして何か意外と少ないなと、まあ率直な感じで思いました。そのくらいで間に合っているのかなと。生徒たちは不自由などしてないのかなと、その辺のところ、ひとと感じた次第なんですけどもね。で、まずこれ主に吹奏楽に使う楽器のあれだと思わうんですけれども、その吹奏楽に使う専門のあれなのか、それとも、ほかの教材も含まってこの金額になっているのかと。というところを、まずお知らせください。

ということで、まず1つ目の質問にいきます。楽器の購入方法ということなんですけども、楽器は購入をあらかじめ年間計画を立ててこう購入しているのか。あるいは、その都度ね必要に応じてそろえているのか。その辺の購入の仕方ですね。あと、業者さんの選定の仕方。指名方法ですね、まあ入札とか契約とかいろいろあるわけなんですけども、その指名方法はどういうふうになされているのか。あと、その決まった指定業者さんは、楽器専門店なのか。あるいは、楽器のね専門知識を持っているところなのか。あるいはまた、ただ一般の商店にお願いしているのか。その辺のところもまたあわせてお知らせ願います。

2つ目として、その指定した理由ですね。どういうことで指定したのか。で、その方法が、まあ今の方法が最良なのかとかですね、それと、今のその選定なされた業者さんは、楽器はどこから仕入れているのかということですね。まあどこから仕入れてこちらに納入しているのかと、そういうふうな経路、そういうふうな部分のところもお知らせ願います。

あと、3つ目ですけども、この楽器等のメンテ費用は年間どのくらいかかっているのか。その辺のところもお知らせ願います。

そしてまた最後の4番ですけれども、そのアフターサービスはどうなっているのかです。例えば故障した場合の修理とかありますけれども、そういうふうな場合は直接その業者さんが行っているのか、あるいは、こう対応、どっかにこうお願いしたりとかで、そういうふうな対応の仕方をしているのか。そのアフターサービスはどうなっているのかということですね。

その4点をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） 加藤学校教育課長

○学校教育課長（加藤和彦君） では、この中学校費の教育振興費、備品購入費に係ることについてご説明をいたします。

教育振興の一つとして、現在4つの中学校にあります吹奏楽部のこの使用する楽器を計画的に整備していく必要があるというふうに考えております。令和2年度のこの当初予算106万2,000円は、その経費の一つであります。現在4つの中学校でローテーションを組みまして、計画的に整備を進めています。来年度、令和2年度は、潟西中学校であります。潟西中学校の方から学校の要望を聞き、その内容を精査し、私たちのところで何ができるかというようなところを考えて、今回の措置というふうな予算計上となっております。

内容ですけれども、学校の方からは、チューバ、それからユーフォニウムを購入したいというふうなお話が出てきておまして、この関連経費となっております。この106万2,000円については、これはすべて楽器購入費ということとなります。

ちなみに、今年度は、男鹿北中でありました。このような形で各学校が吹奏楽部の楽器を購入するために、予算計上を例年しているということとなります。

楽器の購入方法であります。これについては、本市の財務規則に基づいて進めております。来年度106万円というふうになりますと、恐らく入札、指名入札になるのかなというふうに考えております。

購入店については、市内の業者を通して購入するようなケースが多いです。結局は秋田市等の専門店の方から購入するような形となっております。したがって、アフターサービス等ですけれども、そういった専門店の方を通してやって、各校の方で対応しているということとなります。

この経費で各学校の方は十分かというふうなところになりますと、まず私たちので

きるところはここであるというふうな考えで進めています。学校によっては、文化後援会、体育文化後援会的なところからもいろいろなこう経費、PTAの方からも補助をいただきながらの年間を通じての運営をしているものというふうにとらえています。

それから、メンテ費用ですけれども、市の方としては30万円を予算計上しております。男鹿南、男鹿東中が8万円であります。各8万円です。それから、男鹿北中、潟西が7万円。計30万円、これを市の方では楽器の修繕というふうな形で各校の方に使っていただいているような形をとっております。

アフターケアについてですけれども、基本的には、楽器ですので専門店の方が、学校が専門店の方を通して行っていることとなります。新しく購入したものは、一定の期間の保証期間があるとのこと。また、非常に高価なものでありますので、購入店の方もやはりかなり配慮をしてくれているというふうな、してもらっているというふうな実態があるようです。

最終的に、自分たちが使用していて壊してしまったものとなりますと、先ほどの本市の方でこう措置をして確保している修繕、また学校の方の何らかの経費でそういったものを修理するというふうな学校対応というふうなこととなっております。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。7番

○7番（船木正博君） しっかり対応できているので安心したんですけども、指名競争入札ということでしたけども、それ何社くらいを指名してるのかですね。一般競争入札しなかった理由はどうなのか。まあ指名した方がいいのかなという、まあそういうふうな考えで指名競争入札にしたのかということと、あと、その何社くらいがね、そこに入札、応募があったのか。で、その決まったところ、今現在決まっているところのそういうふうな会社というか業者さんは、どういう立場、どういう形態のお店屋さんなのか、その辺のところもお知らせ願います。

それと、修理とかはみんな学校の方から出すということなので、それは楽器屋さんの方に行っていると思いますが、メンテ費用、年間30万円ということですけども、これは要するにどこから出てるのでしょうかね。需用費あたり、修繕料とか、その辺のところから出てるのかですね。その出てる場所教えてください。

それから、やっぱり楽器の場合は特殊ですので、やっぱり付き合ってるその対象の

業者さんとかから、いろいろね専門的知識とかアドバイスとかそういうふうな情報とかもいただけるわけですので、できるだけそういうふうな専門的な知識を持っているところから仕入れとかはすればいいかなと思うんですけども、そういうふうな状況で、指定業者さんのね、そういうふうな合致したような立場のところを入札していただいたのかですね、その指名業者の何社とか、そういうふうな今言ったところ教えてください。

○委員長（笹川圭光君） 加藤学校教育課長

○学校教育課長（加藤和彦君） まず、修繕にかかわる経費の出所でありましてけれども、113ページ、17節のところに備品購入費があります。その一つ上のところ、10、需用費、これが修繕料です。42万円のうちの30万円が各校の楽器修繕として使用しているものであります。

それから、指名入札にかかわることでありましてけれども、金額、市の財務規則がありますので、それに沿ってまず進めているということでありまして。80万円以上であれば指名入札となっていくしますので、市内、それから市外の、市内・市外の業者さんをリストアップした中で、対応してもらえる業者さんに対して、入札の方をしていくというふうな形で進めています。何社がというふうなところ、ちょっと私、今、資料なくて申しわけございませんけれども、そのこのところはこの場ではお答えできませんけれども、後ほど資料等々お届けしたいと思います。よろしく願います。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。7番

○7番（船木正博君） 結構、保護者さんの負担も結構ねやっぱりあるので、その辺のところもこう考慮に入れながら予算を入れてもらえればありがたいなど。で、お願いいたします。

で、指名業者でどこの業者かとはっきり言ってもらえなかったですけども、とにかく今後ともね指定する場合はですね、やっぱりこう楽器という特殊なあれですので、やっぱりそういうふうな専門メーカーとかね、そういう情報とかも得られるようなそういうふうなところ、まあそういうふうなことを思いながら選定してるとお思いますので、これからもじっくりそういうふうなことは考えながら業者さんを決めていただければありがたいと思います。

で、まず何としてもやっぱり、この子どもたちが不自由ないようにやってもらうの

が一番いいことで、その辺のところも予算計上の方も、まあ年度ごとにこう立ててやってるということですので、その辺のところも綿密にいろいろ考えながら、特にね男鹿市の吹奏楽は優秀ですので、盛り上げるためにも何とかこうね、いい何というか、充実した備品を備えていただけるようお願いして終わりといいたします。よろしくお願ひします。

○委員長（笹川圭光君） 7番船木正博君の質疑を終結いたします。

次に、15番三浦利通君の発言を許します。15番

○15番（三浦利通君） 私からも、通告してあります4点ほどについて、いろいろとお尋ねしたいと思います。

1点目は、男鹿への地上イージス配備についてっていうことですが、最初に誤解を受けると本意ではございませんので、私自身が積極的にイージス・アショアの配備を進めるべきだっというような考え方に基づくものではありません。あわせて、うちの会派でもそういったような合意っていうのは一切ございませんので、ただし、ご案内のように男鹿市っていうか男鹿地区が候補地の候補の調査がなされていたっというよなそういう事実関係からして、まあ限りなく、万が一ではなくて、配備可能性が存在してきたっというそういう観点に立ってまあお尋ねをしたいと思います。

たまたま2月、先月の21日に、菅原市長も記者会見で、どっかの朝日新聞の記者から突然問われたようなことがあったみたいです。男鹿への地上イージス配備についてどうとらえて、どう考えているのかっていうことでしたが、まあ市長は、男鹿に来る可能性を考えたことはないと言明しております。さらに、具体的にその記者さんから、備蓄基地が適地となる可能性について、市長は全然考えておらない。万が一そういう状況になれば、その時点で考えていくというよな答えを出しております。まあそれそのとおりだと思いますけれども、まあこの新聞、魁の記事が出た以降、特にこう市民のこう、この件に関する関心っていうのは結構高くて、我々もこう、いやいや男鹿にどうせなら連れてくればいいあんでねえがっという方もおるし、いやいや、こういう危なっかしい施設については、やっぱりよそさお願いした方がいいんでねえがと、いろんなさまざまな賛否両論も含めて議論が、まあ沸騰までいかななくても、巷でもなされている状況が強くなってるのかなっという気がしております。まずそういう観点に立って、まあ具体的にはよ、先ほど言ったように再調査対象になっている観点

からも、市として配備の是非をめぐるさまざまな課題、まあメリット、デメリットあるろうかと思います。そういったこう検証、シミュレーションをしていく考えはないのかどうかということについてお尋ねをします。

それから2番目は、新型コロナウイルス影響被害救済対策についてでございますけれども、今日の魁新聞にも、県の方で、まあさまざまな商工業者の皆さんが影響を来して、影響が出てくる、来ているっていうようなそんなことを受けて、資金の造成、手当をしていくっていう具体的な記事が出ておりました。で、市当局、さらには議会の方にも、先日、市の観光協会からこの種の陳情書が出されていると聞いております。たまたま私どもの手元にはまだ来ておりませんが、こういったような新型コロナウイルスからの影響、現状のさまざまな影響、まあ具体的には経済面での影響等、当局はどういうふうなこう把握しておられるのか。その件と、あわせて、この後、そうすれば国でも政府ではあのおりこうさまざまな支援を組み立てて、この後やっていく。先ほど言ったように県もそうですが、そうすれば、市としては現状の状況を踏まえ、どのようなお考え、具体的なそういうこう対応を考えているのか。まあそれなりに持っておろうかと思しますので、ちょっとお聞かせください。

それから3点目ですが、洋上風力発電への対応についてということでお尋ねいたします。

さきの12月定例議会でも佐藤誠議員が何点か、現状の動き、さらには課題等についてやりとりがなされておりました。能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業への市としての、まあさまざまな取り組むべき課題があるろうかと思えます。その辺についてどうとらえているのか。整理なさっている事柄についてお聞かせください。

それから4点目ですけれども、オガレの、まあご案内のようにスタートしてから1年半ぐらい経過しておりますけど、現状、まあお店に入ってる人数、さらには売り上げ等の実情、市当局がどの程度把握しておられるのか。まあ許せる範囲内でもし、金額等抑えておると思しますので、お聞かせください。

それから、市長はいろんな機会で、オガレを中心にして男鹿市の、特に基幹産業を元気にしていきたい、これを起点として市の活性化を図りたいというような、もう一生懸命アピールして、まあそのとおりでとらえておりますけれども、現状、オガレの経営状況ってば何ですけれども、どうもこう頑張ってることはわかりますけ

れども、どうもそういう、特に数字的な面ではそうもいっておらない、そこまで達しておらないような状況も聞かされておりますけれども、まあそういった面では、現状、オガーレ、まあ道の駅の性格もある施設の中で、何が課題になっているのか。そういう課題に対して、この後、まあ新年度当初予算もこのとおりに審議されておりますけれども、どういった取り組み、支援策を市としては考えているのか。

さらには、JA、まあ率直な言い方ちょっとさせてもらいますけれども、昨年もメロン産地、そこそこの面積はかつてより少なくなっていることはそのとおりで、メロンの売り上げが前年からすれば、前年産、スタート年においては2,000万円ちょっとぐらいあったのが、200万円、要するに前年度から見れば1割ぐらいまでの売り上げしかなかったっていうような、さらには、梨もどうもそんなに売り上げが伸びなかった。で、中身について話しますと、JAが容易にこうオガーレに提供してもらえないっていうか、もしかしてそういう連携等がなされていなかった部分もあるのかなってな気がしておりますけれども、さらに率直に言わせてもらえば、オガーレの施設っていうのは、農家が、あるいは漁業者が自分でとったものを自分で値段をつけてお店に運んで、あのお店の中で売っていただくって、そのことが自分の所得等につながっていくというそういう施設であるはずなんですけれども、それをJA組織が、部会を通さなければいけないとか、そういう規制的な、旧来の組織の古い体質の考え方、販売方法をとってるがためにオガーレには提供してもらえないっていうような状況があるようですが、それらに対してもやっぱりそろそろきちっとした話し合いの中で解決していかなければ、特に農産物なんかっていうのはややもすれば、秋までは潤沢に物がそろうけれども、冬場とか春先まではなかなか物がそろわない、少ないっていうようなことで、やっぱりせっかくお客さんが来ても、まあこの程度かっていうことの評価がなされているっていう等々の状況はあろうかと思っておりますので、そういう面では、対JAとの連携っていうか、いろんな協力、さらには栽培農家をいかにしてふやしていくかっていうことは、これはオガーレ自信ももちろん対応考えていかなければいけないことでもありますけれども、市としても可能な限り従来以上に力を入れていかなければいけない課題なのかなっていう気もしますので、そういったことも含めて、どういうふうにご認識と、さらには改善策を持ち合わせているのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（笹川圭光君） 審査の途中ではありますが、午後1時まで休憩します。

午前11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（笹川圭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。菅原市長

○市長（菅原広二君） 私からは、イージスの質問についてお答えします。

この前の新聞記事は、定例記者会見の席上で行われたもので、ぼつっと質問されて、私も非常に戸惑いました。あの記事に書いてるとおりのことで、私のアンテナが非常にこう悪いせいとか、まあ調査対象になってるっていうそこあたりの認識、場所もよくわかってないですね。そこあたりのこう認識も不足してることもありましたが、あのとおりのことで、私のもとへは一切そういう情報は入ってないです。私としては、まあ新屋の問題が片づかないと、いろんなこう対応がないのかなと思ってますので、あとほかの、あの記事が書かれてからいろんなこと言われてますけども、私の今の思いはその当時と変わってない、そういう状況であります。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 三浦観光課長

○観光課長（三浦一孝君） 私からは、新型コロナウイルスの影響被害救済対策についてお答えいたします。

新型ウイルスの被害状況につきましては、連日、観光協会と連絡を密にとりながら情報の収集に努めているところでございます。日を迫うごとに状況は変わっておりますけれども、観光協会の聞き取りを行った範囲ではありますけれども、今現在、宿泊施設及び観光施設を含めると、5,000人弱のキャンセルが発生してるというふう聞いております。これに伴いまして、市内の飲食店等への影響も大きくなっているということも聞いております。

新聞報道にもありましたとおり、国や県でも資金繰りの支援策を打ち出しておりますし、県内のほかの自治体でも独自の支援策を検討しているようであります。観光協会からも市に対しまして要望活動を行いたいというふう聞いておりますので、その要望内容、あるいは国・県の動向も踏まえながら、市としてもどういった支援策がで

きるのか、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） 私からも、若干、新型コロナウイルスに係る中小企業等への支援策についてお答えさせていただきます。

観光課長も申しあげましたけども、先般、国では、新型コロナウイルスによる影響を受けております中小企業者への資金繰り支援措置といたしまして、セーフティネット保証4号を発動することを決定いたしております。これを受けまして、県から先月28日付けですが、この指定について、中小企業者等への関係者へ周知依頼の通知が発出されているところでございます。

このセーフティネット保証4号ですが、突発的な災害の発生に起因いたしまして、直近の売り上げ高等が減少している場合、市町村が認定された事業者は信用保証協会が100パーセント保証し、保証限度額が一般保証額と別枠のさらに2億8,000万円以内まで融資を受けることができるというものでございます。現時点でもう既に若干、金融機関等からも連絡が来ておりまして、数件、この申請書が出されているところでございます。また、新聞報道でもありましたとおり、県の方でも業績悪化の企業者への支援といたしまして、通常金利や保証率を引き下げました緊急支援枠を設定しております。まずは、市といたしましては、こうした有利な融資制度を商工会や金融機関等と連携を密にしながら周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。今後の新型コロナウイルスの状況にもよりますが、商工会や金融機関となお一層の連携を図りながら、中小企業者からの意見等を吸い上げまして、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、オガーレの状況でございます。

オガーレの売り上げの状況についてでございますが、今年のまず2月までの状況を伺っておりますので申し上げさせていただきます。

まず、直売所でございますが、約2億5,590万円となっております。直売所単体です。で、レストラン・軽食等含めると、約3億1,690万円という状況になってございます。これをちょっと前年と比較してみますと、平成30年度では、直売所単体で約2億4,250万円、全体では約3億1,360万円という状況になっ

ておりまして、まあ令和元年度におきましては、4月、5月、6月とフルオープンという状況でございますので、当然営業の、営業というんですか、売り上げ額は、今の段階でもまず伸びているという状況でございます。

それで比較ですけれども、ちょっと前年度の状況と比較してみますと、7月、8月、9月、まあこれはオープン時期でありまして、前年とやっぱりかなりオープン効果ということで、前年と比較するとちょっと下げ幅が大きいような状況となっておりますが、11月、12月、1月、2月につきましては、やはり前年度こう冬期間が弱かったということで、株式会社おが側でもいろいろと経営のノウハウを生かしまして、この11月、12月、1月、2月につきましては、前年度より上回った売り上げ額となっているところでございます。

また、レジ通過者数でございますが、30年度が最終的には約19万2,000人ということございまして、今年度は現時点で約19万8,000人という状況でございます。もう一月残している状況でも、まあレジ通過者数はふえているという状況でございました。

で、もう一点、委員から指摘がありました現状の課題といたしましては、やはりまだまだオガーレ内では商品の販売の棚にまだまだ空きがあるのではないかという意見も聞かれますし、実際、私も何回か行ってもそういう状況がございます。また、天候の悪いしけのときになると、品薄のような大きな問題であると考えていることもありますので、この出品者数の増、出品品種、この増加を図るべく、株式会社おがと農林水産課及びまるごと売込課、三者がこう緊密に連携いたしまして、これまでも取り組んできておりますし、また、引き続き強力に取り組んでいきたいと思っております。

ちなみに、30年度末の出品者数が182件でございましたが、現時点で約207件と、25件程度伸びている状況でございます、取り組みの効果が見られているのかなと思っております。

あともう一点、やはり天候に左右されないように加工品、こういったものをやっぱり、付加価値の高い加工品が必要であると考えております。そうしたこともありますので、新年度予算におきましては販路拡大支援事業補助金というものを立ち上げまして、道の駅おがに出品しているか、もしくは、ふるさと納税等の返礼品、こういったものに登録する商品等々につきまして、いろいろこう何ていいですか、商品開発に対

する材料費ですとか研究開発費、またパッケージのデザイン料、こういったものに対して補助をしていきたい。また、小規模ですけども、加工場的なものに対しても支援をしていきたいということで、市としてもオガーレの今後ますますの発展に、何ていいますか、支援してまいりたいと思います。

常々市長もおっしゃってますとおり、やはりオガーレにつきましては、まあ観光発信基地ということもございりますが、やはり大きなものといたしましては、農業、地元の漁業、農業の振興、これが第一でございます。この方々が所得を上げることによりまして、儲かる漁業、儲かる農業を実践していただき、後継者が生まれてくるものと考えておりますので、市としてもまず一体となって全体的にこう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 藤原観光文化スポーツ部長

○観光文化スポーツ部長（藤原誠君） 私の方から、若干補足で、JAとのメロン、梨等の関係についてお話しさせていただきます。

メロンにつきましては、うちの市長からもJA秋田なまはげの組合長の方へ面会を申し込みまして、地場産品であるメロンの出品をお願いしてきたところでもありますけども、組織的なやはり問題があるのか、現場でのやりとりがまあうまくいかなかったということもありまして、メロンの売り上げが10分の1程度ということで止まっていたと。ここについては、市としての切り込みも少し足りなかったと、現場の販売員に任せきりになっていたという部分もありますし、現場のノウハウもまだまだ足りなかったということで、やはり出品者の所得向上のためにも、地場産品の一番であるメロン、これの出品、まあお客様につきましても、ここに来ればメロンが買えると思っただけなのにないとかという部分も多分にございましたので、反省しなければいけない点となっております。

梨につきましても、五里合地区の個人の方たち、グループが組みまして出品しておりましたけども、そちらを優先するというような形でJAからの買い取りとか出品について多少の規制していたというような感じもありますので、その点につきましても、そのオガーレと市の何ていいますか、経営の考え方の違いとかその辺もありまして、やはり指定管理といえども市からも何といいますか、指導方法とかいろんな形で連携

がやはり不足していたというふうに考えておりますので、来年度に向けましては、その辺のところも間違いなく進めていけるようにと。一応、JAの組合長からも、市長との約束であれば当然やらなければいけないということで、現場の方ではお叱りの言葉があったというふうに伺っておりますので、来年度に向けては確実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 私からは、洋上風力発電への対応についてお答えいたします。

これまで、洋上風力につきましては2回の法定協議会が開催されておりました、2回目の法定協では、専門家を呼んでいろいろな情報を提供していただいております。その中では、騒音や超低周波についての人体への影響の件でありますとか、水産関係ではハタハタに関する事などでございます。で、やはり懸念される所といたしましては、電波障害を含んだ市民生活と、それから健康への被害ということでございまして、あと漁業への影響と、それから景観、こういったところが心配される所でございます。やはり市といたしましては、そういった市民生活への影響、漁業への影響、景観に及ぼす影響、それから地域貢献、こういったところを事業者に対して求めていくということが求められるかと思っております。また、洋上風力発電は非常に規模の大きな事業となりますので、それに伴う経済波及効果、こういったものも男鹿市にちゃんとあるように、まあいろんなお話し合いを通して取り組んでまいりたいと考えている所でございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑。15番

○15番（三浦利通君） まず1点目から再質問させていただきますけれども、新屋地区が現状あのおり、まあだれもが思うのは、とらえ方としては、県知事も、佐竹知事も秋田市長も防衛省に出向いて河野大臣に、あのくらいのはっきりとした言い回し、まず新屋地区については無理だと言明しておりますので、まず新屋地区というのはあり得ないのかなと。で、さきにこう、こういうイージス・アショアの候補地の調査の中には、青森、秋田、岩手だっけか、3県で20カ所、青森、秋田、山形で、3県で

20カ所ってというような示し方がされております。で、現状考えると、ある意味ではデリケートな、まあ県内の県民の方々を巻き込んだああいう賛否両論っていうか、いろんなこうことがある意味では混乱的な動きがあったんで、この後、他の地区に仮に候補地ってなことで国、防衛省あたりが選定をして動いていっても、そういうこう、まずとらえ方ってというのは往々にして出てくる可能性が大だと思います。そういった面では、まあさっきあたり、万が一という言い回しよりは、ある意味では先ほど言ったような候補地の箇所にも男鹿市も挙がっているっていう点から言えば、候補地の確率は先ほども示しましたように、ある程度高まっている可能性が大だと思いますので、この後よ、そういった面では、まず、いざそういう候補地が具体的に男鹿市が名前が挙がったときに、右往左往しないような、要するにいろんな課題をよシミュレーション化して、その判断を市民サイドには、議会はもちろんだけど、いろんな立場の方々に問いかけて整理をしていくっていうことが必要なのかなと思っております。まあその辺も、まあ市長以下、この後また十分にこう精査をしながら取り組んでいただければいいのかなと思っております。お答えは要りません。

2番目ですけれども、まあそれぞれ担当課長からお話ありました。そのとおりでと思いますけれども、ただ、事は当事者の商工関係のまあホテルだ、旅館、経営なさってる方々、従業員の方々、さらには商売なさってる方、事はどんどんどんどん進んでいく。要するに影響が相当やっぱり大きくなっていく中で、まあいろんな先ほど示されたような融資についても作業等が進むと思いますけれども、市独自でよ、かつて例えば農家とか漁業者が災害等に遭った場合の災害援護資金とかってな形で、市独自のそういう資金的なものが必要でないのかどうか。逆にまた、市独自よりも、先ほど言ったように県自体も、まあ今日の新聞にあったようにああいう融資の制度をつくって今スタートさせようとしておりますので、これに対する、市が金利のよ可能な限り、まあ今金利はゼロですけれども、限りなくゼロに近いような金利をよ市が助成してやるとかっていうな手法もあろうかと思えます。その辺の検討もこの後しなければいけないのかなと思ってます。

もう一つは、団体客については、当面は先ほどあったように相当予約のキャンセルとか入ってこないってのは明確な状況です。で、可能な限り、もし何でしたら個人の観光客、誘客層をよ、ふやすような市独自、具体的には例えば宿泊助成、かつても

やってあったように1人例えば2,000円を助成する。そのことによって1万人の対象者がいると2,000万円。2,000万円が大きいか、たった2,000万円かっていうか、そこら辺の議論は別として、そういう形での宿泊客を誘導してその助成等を制度を設けるとかっていう手法も、まあかつてもやっておりますし、ある面では検討する材料なのかなって感じがしますが、その辺についてもちょっと考え方をお聞かせください。

コロナウイルスについては、その件で結構です。

あと、洋上風力ですけれども、この種の、陸上の風力についてもそうですけれども、まあ潟上市でもあったようなああいう電波障害とか、それから何だ、電波障害、あ、音、騒音的なものとか、それからもう一つは漁業に対する影響ってなことが考えられるわけですが、先日の3月4日の日に、これも魁新聞に出てあったように、洋上風力の施設を設置することによって、将来、その施設が魚礁的な役割を果たして魚がふえていくってというような、そういうこうあちこちの事例、先進事例があるということで、しきりに中原裕幸常務理事さんは主張しております。そういった面の、漁業者、今もしかすれば自分の仕事場、漁場もなくなるっていうなそういう不安もあろうかと思っておりますけれども、片方にはこういう将来的にはメリットもあるんだってということもやっぱりこの後市としてもちょっと研究しながら、当事者の皆さんにこう説明していくってということも必要なのかなと思っております。

あわせて、経済効果の、企画の課長もちょっと言ってありましたが、ちょっとだけでなくて相当やっぱり企画課長、考えられると思う。で、要するに私も一つ主張したいのは、今50基計画されてる中で、投資額が3,000億円。1基おおむね60億円っていうことですが、それはもちろんああいう機材ってというのは特殊なことで、ほとんどヨーロッパ、北ヨーロッパあたりから入ってくるみたいで、ところが、部品的なやつも相当やっぱりつくったりなんで、現地生産をして、それで確保してつくるってというようなことも言われております。で、具体的には、能代あたりでその生産工場、10町歩ぐらいの土地を見つけてやりたいってというようなことだけれども、ところがどっこい、能代にはそういう土地がないってということで、ちょっと具体化して今進んでいけばそういう工場的なものも必要だと。それから、この後4月から公募による事業者が手挙げ方式出されて、来年の4月ぐらいに決定されるみたいだけれども、この

間、工事までには3カ年、いろんな準備のための事業者、関連関係者のスタッフが入ってくる。宿泊とかその人方の食事とか、いろんな経済効果が生まれてくると。で、もう一つは、工事期間中もその後3年ぐらいかけてやるっていうことらしいんですけども、その間もさらには相当の経済効果が生まれてくる。で、もう一つは、施設が完成後には、陸上の風力と違ってメンテナンスが毎日みたいに船で行って、プロペラを余り止めればだめだらしくて、そういうメンテっていうのは陸上の比でないっていうような、で、そういう専門のスタッフなんかも、事業者が決まれば地元からも勉強してもらって、まあ資格が必要なのかどうかわかりませんが、そういうものは今度求められてくる等々のさまざまな経済効果が見込まれるってなことで、まずそういった面では、やっぱり男鹿市としても洋上風力についてはや、やっぱり注意深く、何が市として取り組んで、そのことがどういう市にとって経済効果、恩恵もたらさかっていうのは相当やっぱりこの後、理論武装してかかった方がいいんでねえがなっていう気がしますけども、まず担当課長、そういう考え方持ってらんだか、はたまた駅前周辺整備事業で忙しくてやってられねあんだか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

それと、最後に4番目のオガレですけれども、湊課長、俺持ってる資料と違うんだ。まあいいけどね。まず、あのよ、まあ要するに私が指摘、言いたいのは、計画対比でいくと数字って何もいくねえような状況で、難儀してることもあるものな。だから、そこら辺さっき課題的なことも指摘して、あなたも答えてあったけれども、要するに、いかにして出品者、農家とか漁師の皆さんからどんどん出品してもらうか。で、そこそこお店の品ぞろえをよ多くして、で、確保、品質もよくして誘客数を伸ばしていくかって、そのことが売り上げが大幅に伸びる。まあ今、あの山崎駅長、社長を中心にやってるがもしれねえども、結果出ないっていうことは、やり方悪あんだか、自分方やってるつもりだども周りから見ればそうでもねえっていうようなことも指摘されてもおかしくねえと思うがら、その辺をよ、さらにこの後注意深く、何だかんだいっても市がよ大枚な投資をしながら、さまざまな施策の面では一緒にやっていかなければいけない施設なので、やっていってほしいものだと思いますが、具体的なことちょっとお聞かせください。

CAS、あのぐらいいろんな議論をして、CASっていうのはもうある意味ではオ

ガーレにとっては重要な施設だっというふうなそのことも対議会にも提起しながら、まず施設化した。今現在どういう利用状況なの。そこら辺ちょっと。何がネックになって、要するに余り使えてねえような話も聞くけれども、そこら辺どういう問題、ネックがあるのか、ちょっと。で、それに対してどういう考え方を持ってるのか。お願いしたいと思います。

で、もう一つは、今現在、市内の中には各直売所が存在してるね。これはオガーレができる前と今現在できてからも、何も直売所の施設の存在って、数っていかかわってねえものな。果たしてこれでいいのかと。要するに私から言えば、お叱りを受けるかもしれねえども、みんなそういう中途半端なやつをやってて、結果、オガーレもさっき言ったようなことで伸びていかないと。むしろそろそろよ集約した中で、オガーレさよ一つの店で何とか農家でも漁業者でも物を提供してもらえ、運んできてもらう。で、運ぶ、ちょっと高齢者の皆さんが自分で運ぶの容易でねえったら、オガーレで車っこも用意して収集に努めるとか、そういう知恵を出していかなければいけねえんでねえかなっていう感じする。船越のレゼールの前さ相変わらず百縁畑の店があったり、払戸案内所も兼ねてるけども払戸の直売所もあったり、どっかの商工会はや火曜市だとかって相変わらずやったりする。なぜそうなのかなっていうな。市長もそういういろんな組織と連携しながらって、どこまでもよ、市長しゃべってるってほとんど無視されてらんでねえがなって言われてもおかしくねえような状況も、この部分に限ってはあるものな。そろそろそうでなくて、相手方もいろんな考え方、意欲があるかもしれねえども、きちっと話し合いの中でや、今すぐとは言わないけれども、近い将来一緒になってお互いのよ利益になるような方向で動いた方が正解だと思うけれども、その考え方持ってるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 三浦観光課長

○観光課長（三浦一孝君） 私からは、新型コロナウイルスの影響に対する宿泊助成等の手法についてお答えをさせていただきます。

平成24年、まあ恐らく東日本大震災の後というようなタイミングでも1人3,000円の助成、さらに県の方でも5,000円の宿泊助成というようなことを実施したというような実績がございます。まあ今後、誘客という意味でもこういった宿泊助成っていうのは有効な手法の一つではないかなというふうに考えております。ただ、

これをいつのタイミングで実施するのかというところは、この新型コロナウイルスがどのタイミングで終息していくのか、その辺のタイミングを見きわめつつ、こういった誘客の、誘客に対する支援を考えていく必要があるかというふうに思っております。恐らく今、全国的にこう移動がしづらいという中で今こういったことをやっても、なかなか効果は出にくいかなというふうに思っておりますので、その辺は業界の団体等も含めまして、そういった誘客に対しての支援策を検討してまいりたいと思います。あわせて、来年度の予算で観光課としても各種キャンペーンの予算を計上させていただいておりますので、そういったものもあわせて執行しながら、恐らくこの宿泊助成等というのは今回は日本全国的に行われることも考えられますので、その中でいかに男鹿に来ていただくのかということも含めてですね、有効な支援策を検討してまいりたいと思います。当然、宿泊助成となりますと、財政的な支出も伴ってくることも考えられますので、当然、財政当局との調整も必要になってきますけれども、もし実施するという場合には議会の方でもぜひご理解賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 私からは、洋上風力に関しましてお答えいたします。

三浦委員おっしゃいますように大変大きな事業でございまして、それにかかる経済効果というものは多岐にわたるものがあります。委員おっしゃいましたように、部品の供給でありましたり、メンテナンス会社の設置でありましたり、それから船の利用などが考えられますし、また資機材の保管場所、そういったところの供給も男鹿市としては可能性があるのではないかと考えているところでもあります。で、このこういったことに関して、まだ事業者がどこになると決まっていない段階ではありますけれども、数社の事業主、事業者の方から、まあ当社が事業を受けた場合にはこういったことをやりますよというようなお話をしにまいります。また、直接事業者ではないのですけれども、メンテナンスを受注したいのだというような会社の方もいらしたりして、いろいろなお話を聞く機会がございまして、実際にどこの会社、事業主が受注するかということにかかってくるわけではありますけれども、どこの事業者が受注したにしても、まずそこから漏れることなくといいますか、きちんと市内に経済波及効果が及ぶような取り組みを市として対応していきたいと考えておりますので、よろしく願い

いたします。

○委員長（笹川圭光君） 武田農林水産課長

○農林水産課長（武田誠君） 私からは、急速冷凍設備導入の会社の状況といたしますか、細かいところまでは、まあ導入した会社が独自に経営っていますか、運営している状況でありますので、細かいところまでは承知していませんけども、1カ月に1回、関係する業者さん、まあ構成するそれぞれの事業者さんが集まって会議を開いていますが、そこにはうちの方の担当者が同席するようにしております。で、まあ当初計画しておりました商品等々はあるわけですけども、必ずしも計画どおりに商品が仕上がって流通しているかという、決してそうではない状況にあります。オガーレにC A Sコーナーというのを設けて一部商品がありますけども、ごく限られた商品であることはご承知のとおりであります。

で、商品開発に当たりましては、相当な努力をしていることは承知しております。で、まあ現場のいろいろな問題としましては、当然、鮮魚で流通できる際には鮮魚で流通するのがベストなわけですから、大量に漁獲される魚種について、C A S冷凍して端境期に流通させるっていうことが大きな目的であります。そういったことで、まあ一番わかりやすく言えば、大謀のタイなどが大量に獲れる時期にC A S冷凍して端境期に流通させたいと、大きなもくろみはあるわけですけども、大量に獲れるがゆえに原料のですね鮮度等に少し問題があるような話も伺っております。鮮度が確保されていないものを急速冷凍したところで、いい商品には仕上がらないというような状況が現場にあったという話も聞いておりますので、そういった課題等を解決しながら新たな商品開発に取り組んでいるっていう状況でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、市内にある直売所の関係ですが、農林水産課が直接かかわっているのは、北浦にありますなまはげ直売所。といいましても、運営はすべて協議会の方で運営しておりますので、運営内容にまでかかわっているわけではありません。それから、お話にありました百縁畑については、J Aの施設でありますので、まああの場所にレゼールが開設される際、直売所は撤退するのではないかという話もありましたけども、奥に引っ込んだ場所で今の経営を続けておりますので、まあ委員おっしゃるとおり、ああいったところの商品が少しでもオガーレにという気持ちは全く同感であります。

それから、弘戸直売所火曜市に関しましても、中の会員の中にはオガーレに重複して出品されている方もいますけども、ほとんどの方がやはり地元の商品を並べるのが精いっぱい状況の高齢化であります。まあいずれ後継者が発生しないことには、直売所の運営もままならないという状況にありますので、そういったところは今後、まあ独自に運営しているとはいいいながらも、若干お話を伺うような機会を設けることは必要ではないかというふうに今考えているところであります。

○委員長（笹川圭光君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） 先ほどのオガーレの売り上げの関係ですけれども、さっき私申し上げたのは前年度との比較でございます、三浦委員おっしゃったように、計画に対しますとそんなにやはりちょっと苦戦してるところは現状でございます。

あともう一点、委員ご提案の制度融資に係る利子補給等々につきましては、こういったものも含めまして、観光サイドの宿泊事業者に対する補助などもありますので、どういったものが中小企業者の皆様方に助けになるのかということを含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 補足させてもらいます。

いい機会をつくってもらいました。まず一つ、コロナウイルスの支援策のことについてですけども、今るる説明があったとおり、委員の質問のあったとおり対応したい。スピーディーにね対応したいと思っております。あともう一つ大事なことは、男鹿市民がもっとやっぱり関心を持って、男鹿市民も利用すると、そういうスタンスが大事だと思っております。何とかこの機会にね、やっぱり男鹿温泉のよさを、それからいろんな、きららか、帝水含めて、男鹿のよさをもう一度男鹿市民がその再認識して支援していくと、そういう気持ちが大変だと思っております。

洋上風力のことについては、私も非常に悔やむことがあるんです。というのは、先日新聞報道で、能代にメンテナンスの会社が設立されました。あれはやっぱり民間の企業のスピーディーさ、地域の経済人方の行動力、まあ私の言いわけですけどもね、そういうことがやっぱりちょっとかなわなかったなということのこう忸怩たる思いを

しています。

そしてまた、洋上風力のことについては、皆さんがご存じのとおり、今秋田港で港内の洋上風力やります、能代港と。その基地が秋田港になるために、地盤強化の工事を行っています。それで、能代では能代港の計画を見直しして、そういうふうな地盤強化するヤードの造成までいくと、そういうことだそうです。それで、一つの県で、男鹿もあるだろうということで陳情に行きましたけども、一つの県で二つやってるのではないと。一つ、二つでも無理なのに、その船川っていうのはやっぱりちょっと容易でないんでないかなという話を、県のある担当者から、建設の方の担当者から言われました。けども、またほかのまたその資源エネルギーの方の見方もあって、男鹿の位置っていうのはちょうど北と南のちょうどいいところにあるわけですね。それで、その天然の良港でもあるし、JXTGさんが非常にこう前向きです、考え方が。恐らく製油所をやめてからもう何十年もなるし、その企業城下町でこのまちは発展してきたところですから、ああいうふうなまあ風景がよくないっていうか、タンクとかねそういうものの再利用っていうか、その跡地利用を何とかしたいというそういう強い思いを持っていますので、そこあたりも一緒にやっていきたいと。だから必ずしもあきらめたものじゃなくて、洋上風力についてはまだまだわからないことがいっぱいあります。だから皆さんからも御理解願いながら、そういう可能性もあるんだよと、そういう切り口もあるんだよということで、あきらめないでそのメンテナンス、それからそのヤードとしてのね、部材置き場のヤードとか、そういう可能性ありますから、現にやっぱり国の人も前向きだすよな。ちょっと今、JXTGさんがそういうことを考えてますよったら、すぐ見に来てくれて、いやいや可能性があると。私も県の幹部と会って、何とかそのことをお願いしたいっていう話もしていますので、そういう可能性がないわけじゃないので、やっぱりこの工業高校の電気科とかね、そういうのを充実させるとか、いろんなまだ打つ手はあります。男鹿には海洋高校もありますから、委員が言った船舶のねそういう免許持ってることも大事ですし、そういう可能性があるんだと思います。

それから、オガレについては、やっぱり私もね、ちょっとやっぱり切り込みが足りなかったなという思いをして、先週、のっちり話してきました。だからまだまだ改善する点はあると。そして、計画どおりっていう話はどこまでが計画だかわからない

から、まず私が言ってきたことは、私がもしかすれば誤解受けるような発言したかもしれない。指定管理だから利益出さなくてもいいという話が、私は言ったつもりないけども、そういう話が一人歩きしてるような状況があるけども、あなた方はね建物もその融資料もっていうか、テナント料も払ってないんだから、その分恐らく一月200万円ぐらいは民間よりはやりやすいだろうと。そのぐらいの気持ちでやってくれという話をしてきました。

それでやっぱり大事なことは、いつも話してるとおり、農業、漁業者の出品者をふやすことです。それをしないと、農業、漁業の振興にはなっていないわけですよ。だからそのために、もう一度こう、今までもやってきましたけども、再度気持ちを入れかえて、もう一回スイッチを入れ直して、農林水産課とまるごとと、それからオガレが一体となって会員拡大を図っていくと。そしてまた、大口である大謀やめたところもありますけども、そこあたりの漁業の振興も図りながら、もう一度その大謀のその魚を回してもらいたいと、そういう話もしてます。今の状況では、加工品に魚を回すような状況がちょっとうまくいってない。そしてまた魚が高いとか、そういうこうジレンマもあるんですよ。だからそこあたりこうやっていきたいなと思ってます。

いずれにしても大事なことは、やっぱりオガレと市と漁協、漁師方、農業者方、一体となって取り組んでいく。JAさんにもそのことはお願いしたいと思ってますし、まだまだ可能性あるのは、今皆さんご存じのとおり避難タワーもできてます。そして駅前広場ができると、まずフルの状況になるので、また集客力がね、ぐっとう私は違ってくと思います。それでなお一層また商工会、観光協会、JRさんとの連携が必要になっていきますから、そのことについて、もう一度こうスイッチを入れ直してやりたいと思ってますから、皆さんからも何とかそのご指導をお願いしたい。

とかく、役所は指定管理1回やれば、あと任せっきりなところがないわけでもない。監査でもうまく指摘してくれたので、1回やると、今、官民一体って私、年明けからずっと言ってますけども、一体となってね切り込んでいくと。補助をしっぱなしじゃなくて一緒にやっていこうと、そういうスタンスでやりたいと思ってますから、議員の皆様からも何とかいろんなご指導賜ればありがたいです。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑。15番

○15番（三浦利通君） あと終わりますけれども、まあそれでこうご答弁いただきましてありがとうございます。

最後に、市長、コロナウイルスの対策・対応の関係でスピーディーにと話しておりますけど、確かに。三浦課長、それから湊課長、今朝県がや、ああいう融資のよ決定をして新聞報道されたっていうことで、で、恐らく今、現状では男鹿温泉あたりのよ大きいホテルには、月の運転資金が1,000万円前後ぐれえかかると思う。で、もたつてればよ、この融資でも宿泊助成でも仮にやるとすれば、早めに対応しないと何とあと落ち着いて今さら何やって、その間に、一社二社倒産しまえば、せっかくやったのにほら、何もありがてかったっていう評価が出てこねえで。そういった面でも、何とかこの後、具体の組み立てを皆さんサイドで早急に、あとまあ市長なり議会の判断も必要になってくるべがら、その辺をよろしくお願いしたいと思う。

武田課長、今までもいろんな機会で先ほどあなた答えた、要するに各直売所、それなりに意欲あるのも存在意識高いのもわかるけれども、さればとて、このままでは具合悪いので、何とかあなたも3月いっぱい卒業なさる前にあのよ、宿題は解決していただければ非常にありがたいと思います。

終わります。

○委員長（笹川圭光君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

次に、17番古仲清尚君の発言を許します。17番

○17番（古仲清尚君） 私からは、大きく5点にわたって通告をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

まず大要の1点目でございますが、学校におけるICTの環境整備についてお尋ねをいたします。

このたびの当初予算の概要にも記載されておりますけれども、国の文科省の第3期の教育振興基本計画に基づく事業と認識をしておるところでございますけれども、そもそもこのさかのぼれば、国のIT国家創造宣言からもう相当な年数がたっておりまして、その経過の中で情報化社会の進展に伴うその高度人材育成、そして教育現場におけるその情報化社会に対応し得る人材の育成、あるいは教育現場の中でのICT活用による教育サイド、教員側の負担軽減であったりですとか、あるいはさまざまなデジタル素材を活用した教育の充実等、さまざまなその背景があつての事業の進展、歩

みと認識をしておるところでございますけれども、この本市の新年度当初予算に係るこのリース事業等について、まず概要を伺いたしたいと思います。

そしてあわせて、その事業に係る教育現場におけるICTの専門人材の配置の絡みはどのようになっておられるのか。そして、その児童生徒さんに対するサポート体制というものはどのようになっておられるのか、お伺いをいたします。

そしてあわせてですけれども、このリース事業等予算を措置されておりますが、この前に、まあ令和元年度の補正においては、そのネットワーク環境整備の予算も措置をされているところであります。で、これはこのたびのこの第3期の教育振興基本計画の中でも、この事業等を実現するための環境整備等に使用しておりますけれども、そのさまざまな予算の性質等については、これは国直轄で国が大きな采配を振るって地方自治体において予算の方向性であったりですとか、そういったものを示しているところだと思いますけれども、またこれまでもさまざまICT教育に関しましては、それこそ5年以上前からこの推進の立場で私もご提言を申し上げてきたところでありますけれども、まずはこのたびの予算の性質をどのように認識を深めればよろしいのか、その部分についてもお伺いをさせていただければと思います。

次に、大要2点目でございます。学校給食についてお尋ねをさせていただきます。

1つ目は、このたびの予算にも計上されております共同調理場の整備事業についてでございます。

まずこの整備事業についてでありますけれども、ここ近年、統合整備というものがされておりますけれども、現状のこの新年度当初の整備事業のまず概要も含めまして、今後のその整備事業のスケジュールについてどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

そして2つ目は、地産食材の活用方についてでございます。

この考え方についてでございますけれども、いわゆる郷土の食を児童生徒さん方に食していただいて、その郷土に対する認識を深めていただくとともに、さまざまその産業であったり、さまざまな部分について、その地域におけるさまざまな部分での理解あるいは認識を深める、さまざまな恩恵効果があると認識をしておるところでありますけれども、現状におきまして、この学校給食におけるその地産食材の活用の計画あるいは目標、達成目標等の数字がもしありましたらお知らせをいただきたいのと、

実際の今のその活用方のパーセンテージと申しますか、数字はどのようになっておられるのか、お知らせをいただければと思います。

そして3点目でございます。これは通告書に、すいません記載をしておりますけれども、アレルギー対応についてお伺いをさせていただきます。

私自身はアレルギーを有して育っておりますので、で、しかも私たちの時代は、もう給食はもう残さず食べなさいと言われて育ってきた時代でございました。ですので、たとえそれがアレルギーの含まれている食材であろうと、もう残すことっていうのは許されず、もう放課後まで残されたときがございました。今はそういうことはないと思いますけれども、そのアレルギー対応については、学校給食等においてどのような対応方、あるいはお考えをお持ちなのかということと、そういった児童生徒さん、いわゆるアレルギーを有する児童生徒さん方はどの程度市内にいらっしゃるのかというところで、ちょっとお尋ねをさせていただければと思います。

そして4つ目なんですけれども、先ほどもお話ありましたけれども、今世間を騒がせているコロナウイルスの影響についてでございますが、この学校給食の、あるいはその給食を構成するさまざまな食材であったり、食料品あると思いますけれども、それらがこのたびのコロナウイルスの影響等によってどういった状況になっておられるのか、概要についてお知らせをいただければと思います。

次に、大要3点目でございます。図書館事業についてお伺いたします。

1つ目は、予算に計上されております図書購入事業の概要についてお伺いをさせていただきます。

まず概要を含めてでありますけれども、具体的に申しますと、どういった図書を購入されて、どういった計画のもとでその購入事業が進められているのかという大枠の部分。そしてまた、障害者等に対する点字図書と、あるいは音声図書、こういった部分の取り扱いは、本市においては図書館においてどういった取り扱いをされておられるのか。

で、2点目でありますけれども、図書館サービスについてでございます。

まず市立図書館という性質上、やはり地域とのつながりというものは欠かせないのでございます。その中で、例えば、この市立図書館の設立運営の趣旨にもございまして、第2次子ども読書活動推進計画等がなどなどありますけれども、こういっ

た部分は、現状この予算に対してはどういった反映のされ方をして進められておられるのか。そして蔵書管理システムは、現状どのように構築をされていて、さまざまな関係各所とつながりをもっておられるのか。そして、その書籍が読者のもとに届けられておられるのか。

で、市立図書館のホームページを見ますと、現状の課題というところが示されております。その課題には、他の機関との連携という部分が示されております。で、この部分については、このまあ所管する部分といたしましては、どういったもの課題解決に向けたお考え、動きをもたれているのかお尋ねをいたします。

そして大要4点目でございます。高齢者等健康増進事業についてお伺いをいたします。

当初予算にも記載をされておりますけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業についてということで予算措置をされております。で、現状その男鹿市の高齢化率は、私が把握している限りでは47.8パーセントで、秋田県内では4番目に高い数字が示されているところでございます。で、この高齢化率が50パーセントに達すると、まあいわゆる限界自治体と呼ばれることとなります。で、こうした中において、現状その地域包括ケアシステムであったり、地域共生社会というものの実現がうたわれて久しいわけでありまして、国・県を通じて、まあ本市においてもさまざまな福祉施策が掲げられている中で、多様化するこの社会背景に今後どのように対応していかれるのか、その考え方についてお尋ねをいたします。

最後、大要5点目でございます。県の津波避難施設計画の本市関係部分についてお尋ねをいたします。

先ほど市長のご答弁のお話の中にも触れられておりましたけれども、今、船川港湾エリアに津波避難タワーが1基建設されているところでございます。まず、この津波避難計画の概要について、この男鹿市船川港湾エリアに整備されるに至った概要・背景についてお知らせをいただきたいと存じます。

そして2点目として、この整備事業、いわゆる施設整備における整備事業について、どのようなスケジュールが県から市の方に報告されておられるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 加藤学校教育課長

○学校教育課長（加藤和彦君） では、小学校、それから中学校の I C T機器等リース事業についてご説明をいたします。

まずはじめに、概要についてであります。

来年度から、小学校では新学習指導要領が実施されます。また、令和3年度からは、中学校で新学習指導要領が実施されます。その中では、児童生徒の情報活用能力の育成、それが大事とされています。また、小学校の方ではプログラミング教育というのが必修化されます。それに伴い、学校における I C T機器を整備していく、これは必要なことというふうになっております。さらに、教職員の多忙化解消へ向けた一つ、また情報セキュリティの強化、そういったものもあわせて、教員が使うパソコン等も整備をしていく必要があります。これらに対応するために、小学校 I C T機器リース事業、今年度行っております。中学校の方については、来年度のところで進めていきたいな、進めていければというふうに考えているところであります。

今年度の小学校では、タブレットとしても利用できるノート型のパソコン、これをいわゆる学校の方にありますパソコンルームとかメディアルームとかコンピュータ室とかありますが、そこにタブレットとしても利用できるノート型のパソコンを設置しております。加えて、電子黒板、無線LANの環境整備、プリンター等を購入しております。教師用の方は、教師用のパソコンの更新、公務支援システムの導入、センターサーバーの導入を進めております。中学校の方についても同様に、今年度、これと、小学校と同様に進めていく予定としております。これがリース事業全体概要となります。

次に、パソコン等の専門の人材の配置についてですけれども、現在、市としてそのような支援員的な配置の方は現在は考えておりません。この後、やはり学校の方から必要だというふうな声があがってくれば、要望があがってくれば、その時点でまたさらにこう考えていきたいなというふうに思っております。

それから、3月補正で今回計上させていただきましたネットワーク整備事業です。こちらの方についてご説明をしたいと思います。

現在、小・中学校の方でコンピュータの方、I C T関係は整備しているわけですが、これは2018年、国の方が進めている教育のI C T化に向けた環境整備5

カ年計画、これに基づいて行っております。加えて、今年度、昨年の12月になりますが、GIGAスクール構想というものが打ち出されました。このGIGAスクール構想というのは、令和5年度までに児童生徒の1人1台コンピュータを実現していこうというものです。段階的にふやしていこう、整備していこうというものです。それから、令和2年度までには、高速大容量に対応する通信ネットワークの整備を行いましょ、整備を完備しましょというようなものであります。したがって、これを受けまして、令和元年度の3月補正には、この校内ネットワーク整備のための経費を計上したというところであります。これをぜひ進めていきたいというふうに考えております。

続いて、学校給食にかかわることについてとなります。

今年度、共同調理場、給食センター、3つの共同調理場、それから1つの給食センター、4施設で10の小・中学校、それから若美幼稚園の11校園をカバーしております。しかし、今年度で北部共同調理場の方は閉鎖することとなっておりますので、来年度からは3つの施設で、この11校園をカバーすることとなります。

今後のスケジュールですが、当面の間は、この3施設で小・中学校、それから園の給食の方をカバーしていきたいというふうに考えております。しかしながら、技能技士、市の職員ですけれども、市の職員の方々がこの後、退職等で減少していくということがあります。したがって、調理業務については、この後、民間委託の方も導入していかなければ対応できないのかなというふうに考えています。

各調理場の方では、栄養教諭という者が配置されております。実際は、この栄養教諭の方が献立等立案しているわけです。で、栄養教諭の方々ですけれども、非常に意識が高いです。食育はもちろん、地域の素材、メニュー、そういったものをどんどん取り入れていきたいというふうな考えを持っております。で、加えて調理員の方々もそれに対応、応えて、喜ばれる給食をつくっていきたいというふうな思いがあります。そういった高い意識を持っておりますので、この後も市の方としては、そういう方々の方を支援していきたいなというふうに考えているところであります。

ただ、市として、地場産ですか、そういった何パーセントまで利用しましょというふうな目標的な数値の方は持ってはおりません。ただ、昨年度のデータの方でありますと、支払いの金額が平成30年度7,190万7,129円という、平成30年

度トータルになります。この中の男鹿産の食材として支払っている金額が858万4,625円というデータがあります。こちらの方は11.9パーセントというふうな形となっております。まず、こちらの方の数値を上げていきたいというふうなところもありますけれども、実際調理に携わる人たちは限られた時間で多くの食数をつくらなければいけないというふうなこともありますので、やはりこうそろった食材、そういったものが大量に必要なになってきますので、そこら辺のところは現場の方と調整しながらこの後進めていきたいというふうに思っております。

それから、アレルギー対応についてであります。

今年度5月のアレルギー食、アレルギー対応の児童生徒は、30名であります。2.3パーセントです。ここ二、三年は大体その程度の割合で進んでいます。30名程度のところで進んでおります。保護者の方からですね学校の方に調査票を出してもらいます。あわせて、お医者さんの意見書、指示書というものも学校の方に出されます。それを校内の方で審議をして、各場長、例えば南部共同調理場であれば男鹿南中学校の校長が場長となっております。その場長の責任のもとで、最終的にアレルギー対応食の取り組みを決定します。それが市の方に来まして、市の方から保護者の方へ、このような形で対応しますよというふうな通知を出して、それにのっとって調理場の方では除去食等々の対応をしているというふうな手順で進めております。これについても、命にかかわることですので、確実な対応をこの後もしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、今回の休校措置における給食の食材等、業者さんとの影響になりますが、間違いなく納入・搬入している業者さんにとっては大きな問題になってるかと思えます。ただ、調理場の方で業者さんの方を選定してローテーションをしてやっていますので、今回3月になって納入できなかった方は、恐らく4月のスタートからはその方から始まるというふうな形になると思いますので、まあ影響がゼロということではありませんが、そういったところで何とかこうカバーしていくような対応というふうになると思っております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 目黒教育次長

○教育次長（目黒雪子君） 私からは、図書館事業についてお答え申し上げます。

まずはじめに、図書館の購入事業についてでありますけれども、この事業は、市民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的として、市民の読書活動推進のために図書を購入し、貸し出しに供するほか、学習支援、情報収集等に役立つ図書を常備するものでございます。購入ジャンルにつきましては、さまざまございますけれども、図書館には図書司書がおりまして、ほかの図書館とも情報交換しながら年間を通して計画的に購入しております。新刊図書等につきましては、毎月広報等でお知らせしているところでございます。

それから、障害者に対する図書についてなんですけれども、こちらの方は、視覚障害者や高齢者のために文字が大きく書かれている大活字本っていうのが184冊備えております。このほかにも、視覚障害者のために文字を拡大して表示できる携帯型の拡大読書機ですとか、視覚障害者や発達障害者など印刷物を読むことが困難な方のために本をCDにしたDAISY図書セットを26冊、それを再生するDAISY再生専用機を1台など、こういうものをまず備えております。

それから、地域のつながりっていうところでございますけれども、図書館にこう貸し出しに來れない方のために、その方の希望に合わせて各公民館への図書の貸し出しもしております。また、各公民館での児童向けのお話し会を実施しましたりとか、放課後児童クラブには、毎月図書館の方で巡回しまして、毎月30冊程度の本を貸し出ししております。また、家庭教育支援チームへの貸し出し支援も実施しております、家庭教育支援チームが各保育園ですとか公民館、各小学校でお茶っこサロンを開催するときなどは図書コーナーを設けまして、こちらの方でも20冊から30冊程度、お勧めの図書を持ち出ししております、ここでも貸し出しを可能にしております。

それから、蔵書管理システムについてですけれども、こちらの方はリース契約となっております。で、検索をしまして、もし図書館で蔵書がない場合でも、相互貸借というのがありまして、秋田県内ですと、すいません、相互貸借契約、秋田県内の各図書館ともこう蔵書を検索できることになっております。また、そのほかにも、北日本のエリアでも貸借契約っていうのをやっております、そちらの方でも探すことができます、もしない場合でも、そちらのある図書館から取り寄せして貸し出しは可能となっておりますし、ここで検索しますとほとんどまず見つかっておりまして、ほぼ秋田県立図書館になりますけれども、そちらからも貸し出しして、そちらを男鹿市

立図書館経由で貸し出ししております。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） 私から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業実施に関連したご質問にお答えいたします。

直接的に多様化する高齢化社会にどのように対応するかというような直接的な答弁にはなりませんけれども、今回この事業を実施するに当たって、これまでの対応では、例えば75歳以上の保健事業、あるいは国保の保健事業、また介護予防事業等、それぞれがそれぞれの取り組みをしておりましてけれども、今、古仲委員おっしゃいましたような非常に多様化した状況の中で、一体的に実施するということが非常に重要になっておりますので、それぞれの取り組みについてそれぞれ組み合わせ、いろいろな方面から一体的に実施することで、より効果を高めるというような考え方に変わってきておりますので、そのようにそれぞれがそれぞれの立場の取り組みをするということだけではなく、組み合わせで一体的に対応することが必要になってくるのではないかとということで、今回も広域連合の方からの受託事業として取り組むものでございますので、今後もそのような取り組みを進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 山田市民福祉部長

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、ただいまの説明の補足といたしまして、質問にもございました、これから迎える超高齢化に向けた福祉、介護という点でございますけれども、ただいま説明ありました高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業、これに象徴されるように、現在、一つの問題に対して一つの課で対応するというものではなく、複数のできるものすべてがこう一体となって取り組むというふうに変ってきております。この介護予防と保健事業との結びつきもそうでございますけれども、まるごと相談ができる仕組みづくりというものも提唱されておまして、新年度からは、福祉、介護、子育て、その他教育機関とかすべてを網羅した、一人の人が抱える複合課題に対応する包括的な相談支援というのも求められております。まあ新年度からは、これらの構築に向けても検討を進めていくこととしておりますが、これから超高齢化を迎えるに当たりましては、このように相談体制を整備するとともに、

一つの問題に対して複数の課がいろいろな方面から対応するような仕組みづくり、また、市だけが支えるということではなく、市民全体が役割をもって参加してできる共生社会の地域づくりに向けた構築というのも大事になってくるものと認識しております。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） 私からは、5番目の県津波避難施設計画についてお答え申し上げます。

県では東日本大震災を受けまして、平成25年に三連動地震、マグニチュード8.7相当ですけれども、これを設定し、被害を想定しております。次の平成28年3月には、秋田県津波浸水想定が公表されたところでございます。また、平成28年度に、県におきまして、津波避難計画策定業務といたしまして巨大津波発生時の避難シミュレーションを行っております。港湾区域における避難困難地域を抽出したものでございますが、これにつきましては、最大クラスの津波発生時の船川港への津波到達時間を20分と想定いたしまして、市で指定している津波時指定緊急避難場所ですが、それへの避難時間が16分以上を要する箇所に津波避難施設設置の検討をしたものであります。この避難区域ですが、男鹿マリンパークとヨの字埠頭、それと1万5,000トン岸壁の3カ所となっておりまして、これらの区域の港湾従事者、働いている方々や港湾施設を利用している釣り客等々の生命と財産を守るため、津波避難タワー等の整備を実施するというものでございます。

なお、県ではこうした一連の検討に当たりまして、地元である船川地区の町内会長や港湾区域内の事業者さん、あと船川港港湾振興会会員の方々などを対象として事前説明会を数回開催していると伺っているところであります。

施設整備のスケジュールでございますが、今年度は、まず避難困難者が最も多いオガーレ前の港湾用地に避難タワーを整備することとなっております。避難困難者数を検討の結果、最大人数の48人で検討しているというものでありまして、概要は鉄骨造り2階建てで、延べ床面積が49平米、施設の床の高さが11.12メートル、工期が昨年10月11日から今年の、ああ、この3月の19日までとなっておりますので、もう少しで完成というところであります。

他の2つの、ほかの2つの区域、1万5,000トン岸壁の入り口のソーラスゲート付近のあの避難タワーと、男鹿マリパークの方、これはタワーではなくて人工の盛り山ということで伺っておりますけども、これにつきましては、県の情報といたしまして、令和2年度以降、国の方へ補助等の予算要求をしていくという予定であると伺っております、現時点におきましては、まだ具体的な整備時期、これがはっきりしておらず、まだ未定という状況でありますので、よろしく願いいたします。

私から以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。17番

○17番（古仲清尚君） ご丁寧なご説明いただきましてありがとうございました。

まず1点目の学校教育現場におけるICTの推進についてでございますけれども、そうしますと、現状、まあ将来的に1人1台時代に向けて、いわゆるそのGIGAスクール構想であったり、まあGIGAビットのデータを取り扱うに向かって、1人1台の想定に向かっていくということでもありますけども、そうしますと、このたびの予算措置で整備される環境としましては、その情報処理等々の授業の中で、例えばグルーピングで例えば何か共同作業をしたりですとか、そういった授業を想定、想定といたしますか、認識をすればよろしいのか。どういったそのイメージを持てばよろしいのか。恐れ入りますが、その部分について再度お尋ねをさせていただければと思います。

そして、この整備事業に当たって、先ほど、こういった端末、機器をコントロール、コントロールっていいですか、制御するセンターサーバーというフレーズが出てまいりました。で、このセンターサーバーを、そうしますと保守管理されるのは学校内の方なのか、学校外の方なのか。すいません、その部分。で、その部分は、そうすれば予算措置としてはどういったものが発生されるのかというところと、で、機種、まあ5カ年計画ということで、機種が5年ということでもありますけども、まあそういったそのカリキュラムですとか授業内容を考慮して機種選定はされているものと推察をいたしますけれども、その将来的に授業なり講義なりの内容に対応できない、機種そのものが対応できなくなった場合というのは、どういった想定をされておられるのか。現状のその方向性等で構いませんので、お知らせをいただければと思います。

学校給食についてでございますけれども、1番の整備事業については承知いたしま

した。

で、2点目の地産食材の活用方についてというところでございますが、県もある程度、地産食材の活用の指針と申しますか、そういったもの、ある程度の数字で示しているところだと思いますけれども、まあ本市としては、やはり学校給食というところで一定の数量を安定的に確保したりですとか、供給側にと申しますか、さまざまその協議を重ねていかなければならないということで、非常にそのハードルも高いものと推察をすることでありますけれども、前段者のお話にもありましたとおり、そもそもオガーレの開設の理念の中に、いわゆる郷土食、いわゆる地産地消であったり、地産外商であったり、この男鹿市内のさまざまな食材を地元の方も含めて発信をしていくんだというその開設の理念に基づいた場合、そのオガーレの何と申しますか、先ほどもお話ありましたとおり急速冷凍設備を活用したりですとか、そういった部分で、このさまざまな考え方の中で男鹿市が有する施設を活用したりですとか、さまざまな方向性の中で、この連携共同を図りながら学校給食にさらに踏み込んでいくというそういったお考えは、現状どういったご認識でいらっしゃるか、お知らせをいただければと思います。

アレルギー、そしてコロナの影響に関しては、承知いたしました。

次に、図書館に関してでございますけれども、点字図書あるいは音声図書も含めてさまざまなライフスタイルに応じたその展開をされているということで、非常に、はい、心強く感じた次第であります。そして、その図書館のサービスにおいても、図書管理システムでさまざまな関係各所と連携を図りながら、手続、そして供給が可能だということも認識をいたしましたので、この部分については承知いたしました。

で、例えば、この1つ目のところで、地域とのそのつながりという部分で先ほどご質問いたしましたけれども、この基本的な開設の時間、あ、開業の時間、窓口、貸し出しのサービスの窓口の件でありますけど、どうしても年配者の方であると、あの階段を上っていくのがちょっと容易ではない、あたりですとか、例えば開設の時間の関係であったりですとか、まあ当局におきましてもさまざまなお声というものは届いておられるかと思っておりますけれども、そういった一般的な基本的なサービスの部分で、今後もし何かしらその展開をお考えがもしありましたら、それらについての対応方についてご所見を聞かせていただければと思います。

次に、高齢者の健康増進事業についてでありますけれども、ちょうど1年前のこの
昨年3月の予算委員会だったと思いますが、この場で男鹿市の取り組む健康増進施
策であったりについて、日経BPの中で男鹿市がかなり上位ランクに掲載されたとい
うところを、部分をここでお話をさせていただいたと思います。まあそれから1年た
つわけですが、そういった部分で、この1年間、この先進的あるいはさまざまな
多面的な活躍、推進を図っているだろうという評価づけをされた本市にとって、この
1年の成果といいますか、そういったものも含めて今後に向けた施策として、その中
の一つとして今回の一体的な実施事業というものが出てきたのではないかなと私自身
は認識をしてるところでありますけれども、例えばそれが今回の取り上げられたフ
レール要望であったり、で、先般、何会場か実施していただいた改造法事業、これも
いわゆる何年も前から本会議で実証していただきたいという旨を申し上げて実現をし
ていただいたことに関しては、本当にその市当局の皆様には敬意を申し上げたいと思
いますし、非常に、県内だけではなくて、その外部的な部分から先進的な評価をいた
だいてるという部分に関しても、もっともっと可能な限り、このいわゆる高齢化率の
高い本市において効果的な施策に転じていただければと思いますけれども、いま一度、
この新規事業ということですので、これをしっかりとさまざまなデータを蓄積し、
てエビデンスのある、次につながる事業として太く育てていただければと思
いますけれども、この部分について、これからの事業のあり方について方向性をお
聞かせいただければと思います。

で、津波避難施設でありますけれども、ただいま課長から、湊課長からお話いた
しましたが、県の津波避難想定あるいは地震被害想定を受けて、船川港湾エリアに3
カ所対応するというお話をただいま伺いました。そして2カ所が避難タワー、そして
1カ所が避難場所、いわゆるマリンパーク内でかさ上げをして高台棟ですかね、高台
あるいはその設備を供するというところでした。で、緊急避難指定場所、恐
らくNTTビルだと思いますけれども、港湾事業者と、そして釣り客の方々が避難想
定をした場合、20分かかる。要するに16分で、NTTビルまで16分で到達可能
な距離として、今の港湾事務所の隣接する場所に避難タワーができるというところ
で、という説明をいただきました。で、そうすると、県のこの津波避難計画と市の避難計
画がどういうふうにリンクをするか、されているかというところでもありますけど、こ

これから先は総務委員会、私所管になりますので、ちょっとなかなか質問できませんけれども、県の方からはどういった方向性をもって、その市の内部で検討協議するように指示があるものなのかどうか。その点をお伺いをしたいと思いますし、地域の方々、特に船川地区の方々に対して、一部では周知がちょっと足りないのではないかというようなお声も少なからず伺っているところであります。あくまでも港湾従事者の方々のための施設であってということであるならば、その従前のこの本市の避難計画ときちんと整合性をとって、最終的にその避難されるの方々、地元住民の方々も含めてですけども、そうした人命あるいは防災・減災のための施設である、せっかく県がそうやって予算を投じてつくっていただけるものなので、その避難者の方が困惑をしないように市がしっかりと、その部分についてはすみ分けをして周知徹底を図るべきと考えますけれども、その部分についてご所見をお聞かせいただければと存じます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 加藤学校教育課長

○学校教育課長（加藤和彦君） でははじめに、ICT環境整備に係ることについてとなります。

使用の仕方ということでありました。今年度、小学校に設置したもの、それから来年度、中学校の方に設置をするもの、これは基本的にはパソコンルームとかコンピュータールームに設置するものであります。したがって、そこでは使用の仕方ということになりますので、基本的には個人で使う、2人1組で使う、グループで使う、多様なものが考えられると思います。学校にあるパソコンの台数で、教師が何とか工夫をして使用していくというふうな形です。

それから、センターサーバーのお話ですけども、これは教職員のパソコンに限ってのセンターサーバーです。したがって、小学校の方であれば、現在もう既にセンターサーバーの方は設置してあります。それから、中学校の方は来年度の当初予算の中に、そのセンターサーバー化に対する予算の方が盛り込まれてるということであり

ます。それから、端末の使用の想定でありますけれども、国の方が5年をかけて1人1端末というものを目指そうとしているという現状であります。この本気度と言えれば失礼なんですけれども、この後どのような形で動いていくのか、そういったところは注視

していく必要があると思います。ただ、100人の児童生徒のところでは100台がいるかというふうになれば、どうかというふうなところもありますので、そこら辺はこの後、全国的な状況、それから私たちのところで何ができるのか、現場の方でどういったニーズがあるのか、それらを考えて進めていきたいというふうに考えています。

それから、学校給食にかかわる地産関係ですけれども、実はオガーレさんの方と学校給食にかかわる関係する職員の方との何回かの打ち合わせ的なものは、情報交換はしております。ただ、まだそのところ、実現の方はなっていませんけれども、そういった情報交換はこの後も続けていく必要があるのかなというふうには、私たちのところでは考えております。あくまでも食材等々の購入先を決めるのは、その共同調理場の方で運営委員会の方で決めることとなりますので、そこら辺に私たちも情報をもらいながら対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 目黒教育次長

○教育次長（目黒雪子君） 私からは、図書館についてお答え申し上げます。

現図書館は2階にあることから、確かに高齢者にとって階段の上り下り、大変だと思いますけれども、その場合は、1階がみなと公民館となっておりまして、職員がおりますので、お声がけいただければ、そこは1階でも対応できると思っております。

また、開館時間につきましては、利用者のニーズにこたえるために、令和元年度、今年度から開館時間を1時間延長し、平日なんですけれども午後6時までとしております。これからも一人でも多くの市民の方に利用していただけますように、図書館サービスの一層のサービス向上に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 山田市民福祉部長

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、福祉、介護、高齢化、高齢者に対する対応でございますけれども、今年度に1年の成果っていいですか、特記すべきことといたしましては、やはり一体的に、各課が一体的に取り組むといった事業の基礎づくりを進めるということで、健康男鹿プロジェクトということで、今までは健康ポイントということで健康子育て課の一課で対応しておりましたけれども、これを全庁的に広げようということで、子育てだけでなく、健康部門を、福祉でもあり、介護でもあり、スポーツ部門、教育部門、これらの方が各課そろいましてプロジェクトチームをつくっ

て一体的に対応するというふうな方向づけで、今年度やってまいりました。新年度事業でもあります高齢者の保健事業と介護予防、これも複数の課が一体的に行うという取り組みでございますけども、来年度以降、この新事業に加えまして、相談、包括的な相談事業というのも検討してまいりたいと考えております。この包括的な相談するためには、身近な、地域の身近な課題、相談部門をどう吸収するか、拾い集めるかというのが一番の課題となってまいりますので、地域における相談内容の収集並びに寄せられた相談を一つの課だけではなく包括的な支援として結びつけていく体制づくり、これらについてまた進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） それでは、私から、船川港の避難困難区域にいる方々の避難場所ということの周知の仕方と、市の計画との整合性ということでございますが、県の船川港湾事務所とも協議してまいりますけども、完成後はこういった避難困難区域にいる港湾従事者及び釣り客等々の一次避難場所ですよということがわかるような感じで示していきたいなと考えております。

あともう一点、市が策定している津波避難計画との整合性等々の話でございますけども、現段階では津波避難タワーの整備によります計画内容の追加記載等はしていないということでございまして、今後、この避難困難区域の対応者について、計画を見直していくという危機管理の方でのお話がありましたので、私からちょっとお答えさせていただきます。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。

○17番（古仲清尚君） 終わります。ありがとうございました。

○委員長（笹川圭光君） 17番古仲清尚君の質疑を終結いたします。

次に、8番佐藤巳次郎君の発言を許します。8番

○8番（佐藤巳次郎君） 私からは、3点についてお伺いいたします。

1つは、コロナウイルスの関係についてであります。これは今、地球規模で感染が広まっております。大変な事態になっておりますけれども、そういう意味で市民の不安が非常に大きくなってきているのが実態だと思うんですが、そういう不安等も

解消するためにも、ぜひ市役所の体制を強化する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。相談の窓口を一本化して、各課に問い合わせするというだけでなく、一本化してそれぞれその解決策をつくっていくということも必要だろうと思いますが、いかがでしょうか。そして、現在の相談件数、市民の相談件数がどのぐらいあるのかもお聞かせ願いたいと。

で、現在、まあ市民が非常にマスクの必要性から、マスクを売るところが品不足で、ないというのが実態で、行列をつくっているのが、買い求めるお客さんがいっぱいいるということで、その解消をどうするのか、市でも対応策を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

それから、感染の、まあ幸い秋田県、そしてこの男鹿市でも感染者は現在のところおらないわけですが、早期発見、拡大防止という面からいっても、医師が診察して必要があると判断した場合、速やかに検査が行えるようにすべきということで、実際、みなと病院でこういうウイルス検査の対応というのができるのかどうか、私ちょっとわからないのでお聞かせ願いたいと思います。

それから、小学校、中学校、今、高校まで休校になっていますけれども、保育園、そして学童保育等での子どもさんの数が、この間ふえているのかどうか。学童保育の方だすな。そのあたりもひとつあわせてお聞かせ願いたいと思います。

それから、この男鹿市の場合、観光地ということからしてホテルのお客さんのキャンセルが非常に多いと。びっくりしましたけれども、こういうホテルも含めたそういう事業者に対する支援策というのは、国の方で出して、具体的に出してるのかどうかも私もよくわかりませんが、どういう内容で国の方で対応しようとしてるのか。わかっていたらお知らせ願いたいと思います。

それから、このコロナウイルスによる予算措置というのが必要じゃないのかなと思いますけれども、どうなってるのか。

それから、市内にそういうコロナウイルスの検査体制というのが、みなと病院はできるのか、その他の医療施設でもできるのか、そのあたりもひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、2点目ですが、私、一般質問でもしました国民健康保険税の引き下げについてであります。

一般質問の中でも答弁もしておったわけですが、現在、国民健康保険税の基金が今年度を入れて4億2,600万ほどになると予想してると。で、今年度も、前年度よりは少ないけれども黒字が出る見込みというような感触の答弁がありました。そういう中であって、この高い国民健康保険税の引き下げは、来年の、来年度のまあ6月議会に提案すると、するとすれば6月議会だけですけども、ぜひ引き下げの対応を考えてほしいと思っております。

で、今年の、てば今年度で、今年度になります、県の広域連合の方で男鹿市については1万4,445円の引き下げという内容の、県の男鹿市への引き下げ内容で来たかと思いますが、市の方は引き下げをしないで、給付費の動向を見にけりゃいけないような話で安くしなかったということで、今回もそういう意味で基金がさらに余計なっているという結果なわけなんで、ぜひ今回は、今年のこともありますので、ぜひ国民健康保険税の引き下げをやってほしいと。で、現在の基金が4億2,600万円ほどあるということになっておりますが、これは1世帯当たりになりますと、仮に加入者が5,000所帯があるとすればだすよ、8万円、8万5,000円ぐらいなると。1人1世帯当たり安くできると、こういう計算になるかと思いますが、このような基金残高がいまだかつてないような状態であるわけで、これを安くしないということは考えられない、私からすれば、医療費がこれから余計なという見込みだけで引き下げをしようとしなないということは、全く市民の意向、考え方からすれば何なのかと言わざるを得ないことなので、ぜひ引き下げに向かって対応してほしいと思っておりますが、いかがでございましょうか、お伺いいたします。

それから、次は男鹿駅周辺の土地購入についてであります、今日、佐藤誠委員も質疑しておりますが、米谷さんも聞いてますが、私からもひとつお聞かせ願いたいなと思っております。

それは、この男鹿市とJRとの覚書がありますが、これによると、この平成31年度、今年度末までに土地のAの部分について処理するものとするということになっておりますが、今年度中に果たして処理できるのかどうか。先ほど午前中の質疑では、当局の答弁は、事業認定申請書を3月17日に認定の告示をしたと。で、14日間ぐらいかかるということであれば、まあ4月15日ごろ決めるというような話、答えであったと思っておりますが、そうしますと、この覚書には年度中、3月31日まで。しかし

答弁は、4月に入ってしまうということになれば、この覚書がどうなっていくのかということなので、ここら辺もひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、土地収用法でやるということで、覚書に、収用事業に基づき資産を取得するものとし、公共事業用資産の買い取り等の証明書を発行するということになっておりますが、これも、これは果たして、これも年度中に、先ほどのあれですけども難しいんじゃないかということで、どうなのかと思うわけです。

それから、土地収用法でやるということですが、土地収用法って何だかっていうのも私よくわかりませんでした。書いたものを見ますと、土地収用法は、公共事業の用地取得に当たって地権者の同意が得られない場合等に当該土地を取得するための法的手段の規定だというのがこの法律だということになっております。そうなりますと、何で土地収用法を、この男鹿駅周辺の土地を収用法の扱いにして事業を行うということなのか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

まず最初に以上です。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田健康子育て課長

○健康子育て課長（鎌田栄君） 私からは、新型コロナウイルスに関するご質問にお答えいたします。

はじめに、相談の窓口ですけれども、現在、相談の窓口は県に設置しております。相談の窓口について、あきた帰国者・接触者相談センターというところが24時間体制で受け付けしております。あわせて、本市の場合は健康子育て課が相談の窓口となっております。

市民の相談件数ですけれども、現在3件、市民からは相談が寄せられております。

それとマスクの不足への対応ですけれども、2月25日に国で基本方針を定めております。この基本方針の中にマスクの不足等の懸念がありまして、このマスクと消毒液等の増産や円滑な供給を関連する事業者に要請しております。このことから、今この市中でマスクがありませんけれども、これらの事業所の対応によって、またマスクが供給されるものと考えておりますので、ここはちょっと事業者の状況を見ながら対応していくことになるかと考えております。

それから学童保育ですけれども、直近の冬休みの利用と比較しまして若干少なくなっております。月曜日から学童保育を行っておりますが、初日が78人、そして2

日目が88人、それから昨日が84人となっております。

それから、今般のこの予算措置でありますけれども、予算措置につきましては、先ほど来、事業者への影響なども質疑されております。それらも踏まえまして対応することになると思いますけれども、先般の2月28日、危機管理の警戒部の会議を行いました。その会議の中では、この後発生する経費につきましては、今年度は予備費という話もありましたけれども、この後の終息の状況なども当然関係してくると思いますので、それらを見ながら対応していくことになるかと考えております。

それから検査体制ですけれども、感染にかかったとか心配なときはですね、先ほどの県の相談窓口、あきた帰国者・接触者相談センターに電話で相談してもらうこととなります。その相談の内容によって相談センターが医療機関の受診が判断した場合は、その相談者に医療機関の紹介することになっております。その紹介された医療機関において、相談者は受診することとなります。その受診によって、今、PCR検査を行うこととなります。その検査によって、今、陽性とか陰性とかという判断になっていくかと思っております。それで、みなと病院のところでは、今、秋田県内では秋田市に2つの検査センターありますけれども、みなと病院では検査はやっていないという状況であります。

私からは以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） 国民健康保険税の引き下げの件についてご答弁申し上げますところでございますが、説明に当たり資料を用いて説明をさせていただきたいと存じますが、資料のご配付についてご許可いただきたいと存じますが、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） はい、どうぞ配付。

（資料配付）

○生活環境課長（伊藤文興君） よろしいでしょうか。

すいません、ちょっと細かな資料で大変申しわけございません。急ぎよ準備いたしましたので、ちょっと配慮が足らず申しわけございませんでした。

これ、資料、同じような表とグラフが上下になっております。上の方が令和元年5月に試算したもので、下の方が12月に試算したものでございます。数字については、

12月に試算しておるものについて、令和2年度予算に反映させている数字を用いておりますので、数字的には下の方の数字が最新のものでございます。この内容といたしましては、県に納付する国保事業費納付金の予測、推移と、これに伴う保険税の必要額で、それに必要額と合わせて実際の保険税の収入額、収入見込み額、で、この差し引きについて推計したものでございます。

まず下の方の数字でご説明申し上げますと、令和元年度に県に納めます国保事業費納付金が8億6,800万円余り、これに対してもろもろの歳入を引きさかして、税の必要額、いわゆる予算の歳入不足額が5億5,700万円で、これに対する国民健康保険税の収入見込み額が5億8,800万円ということで、現在のところの元年度の決算見込みとすれば3,000万円の黒字が予想されております。あらかじめお断りしておきますが、これらの数字につきましては、まだまだ不確定要素がございますので、決して自信のある数字ではございませんので、今のところ予測ということでご理解願いたいと思います。

これによって基金の残高なんでございますが、国保の年度当初、令和元年度の基金の残高3億5,400万円でございますが、今回3月補正において7,200万円ほど積み立てをお願いしております。これについては、歳計剰余金を充てる、剰余金とか繰越金を充てるものでございますが、これについては、国の令和2年度、国の返還金が約4,000万円予定されておりますので、それに充当するために積み増しするというところで、その影響もございまして、ご指摘のありました基金残高が令和元年度の年度末の見込みで4億2,600万円ほどという見込みになっているものでございます。

その後の令和2年度以降の財政見込み、今後の見込みでございます。国保事業費納付金につきましては、既に県から試算の結果が届いておりますので、これが9億5,800万円ほど、約9,000万円ほど増加しております。これに伴いまして、保険税が予算の歳入不足額になりますけれども、これがどれだけ必要になるかというところ、6億3,500万円ほどの税が必要になるものと見込まれております。しかしながら、保険税の、まだ所得等が確定しておりませんので、これまでの保険税の額の推移を比率にしまして推計した国民健康保険税の収入見込み額は、約3,000万円ほど減になる5億5,300万円ほどと見込まれております。そうしますと、既にこの時点で

三角、赤字、歳入不足が見込まれておりまして、約8,000万円ほどの歳入不足が見込まれるということで、これに対しまして基金が4億2,000万円ございますので、この8,000万円ほど、こちらの方で充当していく、充当していかなければならない。さらに国の返還金が約4,000万円ございますので、これも基金から充当していくということになりますと、基金の残高が約3億2,000万円で、令和3年度になりますと、これもあくまでも予測ということでございますので、令和元年度から令和2年度までの国保の事業費納付金そのままの額がふえるとすれば、さらに約9,000万円ふえると。で、そうなりますと、不足額は7億2,500万円ほどに膨らむ。さらに、保険税の収入はその比率のまま落ち込むとすれば、5億3,000万円ほどしか収入が見込めない。そうなりますと、赤字額は約1億9,000万円に膨らむだろうというそういう予測がされておりました、基金残高3億2,000万円が年度末には1億2,000万円ほどになると。で、令和4年度には、同じような考え方でいきますと、赤字額はさらに、財源不足額は3億円に膨らみ、基金を取り崩してもなお財源が足りないと、そういうような、あくまでも比率の計算をするとこうなります。

しかし、毎年毎年、約9,000万円増加するということは、なかなか考えづらいこともありますので、その伸びに関しまして、平成30年度から31年度までの増額分が3,800万円ございました。で、その3,800万円の国保事業費納付金の伸びのまま推計したのが上の表でございます。上の表が緩やかに減っていくというような試算になってはございますが、同じような計算をして、令和4年度にはやはりマイナス、基金を充当してもなおかつ不足をするというような見込みになっているというそういう私どもの推計がございましたので、現在、基金残高4億2,000万円ほどございますが、これをもって税の軽減に充てるという、単年度の国保運営といたしましては可能ではございますけれども、それを充当し基金をある程度少なくしてしまうと、まあ国保の税率改正の時期が早まり、現在軽減をしたとしても、現在の税率をさらに上回る率の保険税を税率改正しないと財政運営が困難になるというような予測のもと、現在の税率を維持したまま基金をもって財源補てんを、何年か、数年間税率を維持するというそういう方向で考えたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 私からは、男鹿駅周辺整備事業に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目、土地の購入に関しての覚書に書かれている範囲図Aの部分は、平成31年度末までに処理するということについてでありますけれども、この「処理する」という言葉については、私は、どの範囲を幾らで売買するのか、こういったことをはっきりと決着つけると、そういう意味だと理解しております。

それと2点目の公共事業用資産の買い取り等の証明書を発行するというごさいすけれども、こちらは売買が成立した後で発行される書類でございますので、もちろん契約の手続がすべて終了した後で市からJRに対して発行する書類ということになります。

また、なぜこの収用事業なのかというご質問でございました。第一義的には、この収用事業で市が用地を取得した場合には、売った側としましては売買代金から5,000万円の、最大5,000万円の特別控除を受けることができると。まあそのためであろうと考えております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。8番

○8番（佐藤巳次郎君） 国保税の試算表が出ましたけれども、私にはこういうふうな形になるというのは全然感じられないわけですが、なぜかという、県の広域連合の方で出す納付金の額が果たしてこの数字になるのかどうなのかということが一つあります。それと、この試算表を見ると、今度どんどん基金が崩されて赤字へ転落ということになっておりますが、そうすれば、今まで過去だすよ、例えば平成29年は基金が1億2,100万円、30年度が2億3,700万円、31年が3億5,400万円、今回が4億2,600万円の見込みになると。今年度の見込みも黒字が出るといってる中であって、毎年億単位ぐらいつ黒字なってるよ、今度この試算表でいけばどんどん赤字なっていくと。それがどういうことなのかと。早急に加入者が減って、そしてまた医療費が伸びるということも考えづらいので、ちょっとこれでは私は納得できないと思っておりますので、この試算どおりにいけば

当然値下げは大変だなという思いですけれども、私は、こういうこの試算どおりにはいかないんじゃないかと。こういうことでいくのであればだすよ、これは男鹿市だけでなく全部の自治体がこういう形になっていくんでないかなと。そういうことであれば、これは大変な問題になるわけなんで、こういうこの見込みというのは、これは県の方で試算したのか、男鹿市の方で試算した数字なのか、そこら辺はどういうふうになってるのか。納付金、県の納付金もこれ県で出している数字なのか、そのあたりも含めてひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それからJ Rの土地の問題ですけれども、この今の課長の話であれば、この3月31日、年度末までに処理するものということの意味のとらえ方だすな。私はすべて処理するんだから、この駅前周辺は今年度ですべて終わるとというのが当然だと思っているわけです。せば市の方では、そうではないという考え方なのかだすよ。私はこれ、今までの答弁、当局で答弁した中身と、今答えた中身は違うんじゃないかなと。で、午前中の質疑で、事業認定の申請書を3月17日に認定の告示をして、そして県の方で2週間ぐらいかかると。で、4月15日ごろ決めると、こういうことをおっしゃったかと思うんですけれども、これだけでも3月、年度内にはできないということをして市の方で認めてるということだと思ってるんですけれども、そのあたりの考え方はどうなんですか。そういうことでは覚書どおりにはいってないということになろうかと思うわけで、それこそ覚書違反だと。

この収用事業というのは、土地収用法だすな、これは、収用事業というのは。土地収用法というのは、公共事業の用地の取得に当たって地権者の同意が得られない場合等に当該土地を取得するための法的手段を規定したものだ、こう言われてるわけだすな。いわば言ってみれば、この覚書で言ってる用地の処理の中での収用事業に基づく資産を取得するものとするということは、言ってみればJ Rのために税金を市で土地代等の支払いをした後、5,000万円を損失にできるという中身だそうで、そういうことのため、そういうことからすれば、J Rのためにこの分、覚書がつけられてると。あえて私からすれば、土地収用法でこの男鹿駅前周辺の事業を本来はやる必要もないのに、わざわざ土地収用法を使ってると言わざるを得ない。5,000万円をJ Rにやるために、この項目を設けたと。それを市の方で同意してるということだと思ってるんです。そうだとすれば、これはやはりそれなりの問題があると思えますけ

れども、そこら辺についてもう一度お聞かせ願いたいなと思います。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） まず事業費納付金の計算の方法なんですけれども、県の算出方法は、県全体の保険給付費等の伸び率を算出しまして、それから財源を控除して必要となるものが事業費納付金総額となるというので、計算の仕方につきましては、これまで私どもが単独の保険者として試算していた財政運営の仕方と試算の仕方は同様になっております。私どもでは、その県全体の伸び率等の数字についてなかなか把握が難しいものですから、今後の財政状況の推計をするに当たりまして、事業費納付金の伸び、前年との比較をそのままずっと継続していけばこうなりますという試算をしたものでございます。ですので、まだ実は始まったのが平成30年度、令和元年度、令和2年度、まだ3年間しかたっておりませんので、推計の仕方についても非常に手探りというか、正確性についてはまだまだこれから確立していかなければならないものでございますけれども、この事業費納付金の算出に当たりまして影響するのが県全体の医療費の伸びではございますけれども、それを補整する計数といたしまして、所得計数と医療費指数というものがございます。医療費指数につきましては、男鹿市の場合、全県で2番目。所得については、県内でも下の方というようなそういうような状況でございますので、所得が低い分、負担が少ないということになりますけれども、それを上回るその医療費の負担率の高さというものがありますので、この医療費水準を下げていかないと、負担、国民健康保険の事業費納付金に係る県内での負担率というのは今後上昇する一方というか、歯止めをかけるのが難しい状況になってまいりますので、このように比例増加するというのも決してあながち無理な話ではなくなると思いますので、これをいかに少なくしていくかということが、今後財政運営をしていく肝になっていくということだと思います。

また、これまでの決算状況、平成28年度に保険税の税率改正をしております。それから、その際、まあ財政状況好転しまして、歳入歳出の差引額が大体2億円ぐらいというふうになっております。その後、29年、30年、ああ、29年と同じ税率、平成30年度に改正をいたしまして引き下げをしております。それまでの間が大体毎年同じぐらいの歳入歳出差し引き約2億円ということは、国保の財調へその歳入歳出額の半分を財調に積んでますので、1億円、2億円だとすれば1億円を貯金をして、

1億円を次の年に繰り越してきたということが続けておりました。で、それが令和元年度、今年度の決算におきましては、既にその繰り越したものを次の年にもう繰り越せない状況になっております。それで、さきに基金を積み立てておきまして、来年度、国への返還金約4,000万円に備えて、本来、昨年度まで引き継がれてきました繰越金については、今回すべて繰り越せなくなっていると。で、また、貯金してきた1億円についても貯金できないと。来年度の頭に、大体これまで平成28、29、30と年度の頭に繰り越し分を半分ずつ積み立てていたんですけれども、それが積み立てることもできないと。なおかつ、事業費納付金が令和2年度に関しましてはこれは既に県から示された数字でございますので、これに対する税の必要額が6億3,500万円というのは、これは確定しております。ただ、保険税の収入見込みにつきましては、所得等が確定しておりませんので試算がまだできておりません。この額が保険税、所得額が上がりますと保険税の収入見込み額も上がりますので、これに伴いまして赤字といいますか、財源の不足額につきましては上下すると思いますが、このようなことになりますので、4億2,600万円というのがもうこの後積み上げることはなかなか難しい状況であるということになります。で、この事業費納付金の額がふえなければ、税の必要額もふえないのですが、国民健康保険税の収入見込み額が落ち込まないというような見込みが立てば、今のところあとこれ以上赤字の要素はないんですけれども、ただし、今のまま保険税の見込み額が下がっていく、下がっていくのは当然保険、被保険者が年々減っていつている、あわせて高齢化が進むと所得の総額も低くなると、低下するというので、なかなか保険税収入が上向くというような見込みが立てづらいところでございますので、どうしてもこの試算ということになりますと、ちょっと悲観的な試算にならざるを得ないということでございます。

いずれ、この表では令和4年度、5年度、6年度ということで、ずんずんずんずんこうふえると、負担がふえるというような試算になっておりますけれども、まだまだこのふえる要素につきましては未確定なものがございますので、今後この財政状況、事業費納付金の推移等こう見ながら、もう3年後、4年後のことについて今判断するというものではなく、様子を見て、また状況の変化に合わせてまたいろいろこうご協議いただきながら進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 私からは、男鹿駅周辺整備事業についてのお答えでございますが、まずその土地の購入について、平成31年度末までに処理するという意味でございますけれども、このことにつきましては、昨年来、JRと何度もその協議を重ねてきた部分であります。JRとの協議というのは、単に土地の価格、補償料の額のみをやってきたわけではありまして、男鹿駅周辺整備事業の中身、それからスケジュール、こういったことも何度も何度も協議をしてきたわけでありまして。その協議の中で、この実際の売買契約は4月になるというお話は、協議の中で合意している部分でございます。もっと言えば、売買契約そのものは4月以降にしてくださいというお話は、JR側から出た話であります。

もう一点、収用法のことでございますけれども、委員、先ほど5,000万円をJRにやるとおっしゃいましたけれども、5,000万円をJRにやるのではなくて、JR側が売買代金から5,000万円の特別控除を受けることができるというものでございます。まず一義的にはその理由が考えられるわけでありまして。もう一つの理由といたしましては、土地収用事業で事業を行うことによって、そこは公共事業用に使われるということが担保されるということでございます。つまり、まあそういうことは考えられないわけですが、万が一、男鹿市がJRから土地を買った後、男鹿駅整備事業を実施することをやめて一般に対してその土地を分譲すると、そういったことがないようにということを担保しているものだとも考えております。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。8番

○8番（佐藤巳次郎君） まあ保険税の方は問題がいろいろこれからあらうと思いますので、まあ後はこの後、この試算も十分私、試算表見てないので、この次まで勉強したいなと思っておりますが、それにしても、これによってこの基金の4億円以上の基金を取り崩して軽減に回せないということの理由づけかと思いますが、そういうことには私は、そうすればこの試算表を見ると、すぐまた国保税の引き上げが出てくるとい感じに見えるわけで、非常にまずそういうことでいいのかどうなのか私は非常に問題があるし、とりあえずやはり軽減していくと、この高い健康保険税を低くしていくということが私はどうしても、この基金が余ってる間にだすよ、余計ある中で安くしていくというのがやはり市の考え方に変わってほしいということです。ぜひ引き下

げしてほしいと。市民に4億2,600万円も基金があるのになぜ安くしないのかということで、仮に市の方で市民へ話したら、果たしてどういう返事が来るか。私は、市民はそういう意味では、引き下げれないということであれば大変なやはり市民が反感を持つというのは当然だと、私はあえて6月議会に引き下げてもらいたいと思いますし、引き下げる財源はあると私は考えておりますので、ぜひやってほしいと思います。

それから、このJR用地について、今課長は最終処理は4月までかかるということの答弁かと思いますが、そうしますと、この覚書はどうするのかと。もう一回覚書の書き直し、修正をするということなのか。私は、覚書は最後まで残らねばねえ問題だし、これを修正することもあつてはならないことだと思うわけで、今の課長だと軽い感じで4月までかかるということの答弁では私は納得いかないのです、そのあたりもう一度お答え願いたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） はじめに、国保のことですけども、私、この数字がね、まあ物事っていうのは安全側っていうか、この場合は安全側に考えてやっていってるのかもしれないけども、それでいいと思うんですよ。経営は常に最悪の方向を見ながら考えていかなきゃだめなわけですよ。それで私は、この表を見てやっぱりどきっとしたすよ。だから、こういう状況なんだからまず議論はね、確かに1年ごとに変えていくのもありかもしれない。3年ごとに考えていくのもあるかもしれない。5年ごとはちょっと長すぎると、それも確かにあると思うんです。そのこともこの後にね皆さんが議論して考えていくことであって、大事なことは、この財政状況をどうするかっていうことだと思います。もう一度、男鹿市民がね、みんなでこの状況を認識して、何とかしなきゃだめだと、そういう気持ちになることが大事だと思う。私は常々言ってます。この前の健康ポイントのときも言いました。医療費が生活習慣病の高血圧、糖尿病でかかるのが秋田県で最悪なんです。健診率も過去9年間、秋田県で最悪だ。がん検診も市の中で最悪だと。こういう文化をね変えていかないと、どうしようもないです。このために何年かかるかわからないけども、長野県がこういう取り組みして、まあ10年かわからないですけども、最悪のその県から脱したと。今は健康の長寿の県だっていうことでトップレベルにいるようですけど、そういう気持ちでね、何とか

男鹿の市民が健康づくり日本一になろうと、そういう気持ちでやってかないと、財政状況はうまくない。それで、いろんなことの取り組みが一つのことよくなることになって変わっていきえると思うんです。だから今のその介護のこと、そのプロジェクトチームつくって介護も教育委員会も文化スポーツもやっていますし、何とかそのことのご理解をお願いしたい。一緒に何とか健康づくりをやっていこうと、そういう思いを強くしました。

それと、駅のこと、駅周辺のことについては、先ほど課長が公共の用にと話したら、ちょっと笑われましたけれども、私は、この田舎だからそういう感覚なんです。都会で考えてみてください。都会のJR用地っていうのは、その一番いいところにあるんです。一等地で。しかもそれを公共の用に使ってもらわないと困るんです。今、秋田の駅前見てください。JRは地方創生だっていうことで、民地も何とか公共的に使いたいっていうことで頑張っています。だからこの事業が始まろうとしたとき、国の役人も県の役人も私にこういうこと言いました。何回も皆さんにも言ってますけども、JRあてにしたって大変だぞ、容易でねえぞと。スピード感はねえし、金は高いしっていうそういうことです。こんなにうまくいってきてる例はないんです。だから何とかそこあたりも皆さんからご理解を願いたい。JR用地っていうのはね、やっぱり別格です。田舎だからこういう話してるけども、これが東京の丸の内側、この前私も見てきましたけども池袋、大阪駅周辺、もう買いたい人がいっぱいいるんです、デベロッパーが。だからそれとはまず比較にならないですけども、JR用地っていうのはそういうもんだし、それからJRさんの手法っていうのは、やっぱり民間で乱開発されたりそういうこととしてはだめだと。JRが男鹿に投資してくれてるのも地方創生だと、何とか男鹿を元気にしたいと、そういう思いでやってるってことを皆さんからご理解をお願いします。

○8番（佐藤巳次郎君） へば覚書の変更が出てくるあんだか。そこ聞いている。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 覚書の件について、私の方から答弁いたしますが、先ほども言ったわけではありますけれども、この覚書には、年度末までに処理すると書かれているわけではあります、その「処理する」ということの内容について、別にここには売買契約を締結することとは書かれていないわけでごさいます、我々はその処

理するというこの内容は、売買する土地の範囲や金額について、まあ合意して決着をつけるという意味だと理解しております。

○8番（佐藤巳次郎君） 自分の都合さ合わせて。

○企画政策課長（伊藤徹君） で、この、これはJRとの協議の中で双方合意しているものでございますので、この覚書を修正する必要はないと考えております。

○委員長（笹川圭光君） 8番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

次に、16番安田健次郎君の発言を許します。16番

暫時休憩します。10分休憩します。55分から再開します。

午後 3時45分 休 憩

午後 3時55分 再 開

○委員長（笹川圭光君） 会議を再開します。

先ほどの……はい、伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 先ほどの佐藤巳次郎議員の質問に対して、私、収用法で事業を行うことの意義について、一義的には5,000万円の特別控除があるというお話をいたしましたけれども、少し話を補足させていただきまして、JRが公共に用地を売買する、売却するときというのは、その公共事業に使っていただくということが大事であるというふうに伺ってもあります。ですから、収用事業で行うということは公共事業に使うということを担保しているという話でありますので、そちらの方を非常に重要視しているというふうに考えることができます。まあJRにとっては、公共に貢献していると、そういった姿勢、企業としての姿勢、こういったものもありまして、収用事業で行うということを前提条件にしているのだということでもありますので、どうかちょっと修正させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 次に、16番安田健次郎君の発言を許します。16番

○16番（安田健次郎君） 簡単に質問させていただきたいと思います。

まあ前段ちょっと質問したかったですけども、所管扱いちゅうなことでね、その部分については後ほど委員会で伺いたいと思いますのでやりたいと思っております。

で、通告ですけれども、1つ目は、温泉WAOの問題でちょっと確認っていうかな、取り組み強化を市の方へ意見を申し上げたいと思います。

たまたま私方の地域っていうか、お客さんがいるわけで、どうも近ごろ体制が不備で、四、五年前は修理がまずいっていうことで総批判を食って、今の県会議員の杉本さんがそれなりに対応した経緯があるわけで、その後もこう時間とか休業のあり方とかっていう点で非常に不満が出ています。で、まあ簡単に言いますけれども、今日行こうかなと思ったら突然休みになっていたり、時間が余りにもこうずさんだということも指摘されているんですね。私はあんまり行かないんですけども、そういう利用者からの苦情があつてね、取り上げてほしいっていうことなんで、どうもWAOに対する取り扱いちゅうのは、バスの問題も一回取り下げて、やっとかすつとか再開させたわけだけでも、どうも事あつて交渉したり何かすれば何ぼか取り組むんだけども、どうか根底に、この振興公社でやってるWAOに対する取り扱いっていうのは冷ややかでないかなつちゅう、この流れ、ずっとこの間見てますとね、そういうのはないのかどうか。で、サービス事業なのでね、まあ3,000万円もつぎ込んでいるわけですから、元を取らなきゃならないし、入湯税ももらわなきゃいけないしね、利益上がるようにしなきゃならないんですよ。で、それだけの価値観はまだ私はあると思つてます。いわゆるあそこ3つの近郊のお風呂があるわけだけでも、秋田市内の人にも専門家でお湯の好きな人が来てもね、やっぱりWAOが一番きれいですよ。だからそういう点の評価はあるんです。それを生かすべきだと。ただ施設が、過去吉田町政のころね、老人方が気楽に遊べればいいやっていうことで規模を大きく、コンサルタントを頼んでね大規模にやるかやらねえかっていう大議論やった経緯があつたけれども、最後、小さなささやかでもね地元の町民が、まあ多分この考え方、この話はわかつてる幹部職員がいると思うよ。それであれ、縮小してちっさくしたんですよ。それが今になればね、他の施設とちょっと類似すると負けますんで、ちよつとこう小さいっていうかね、引け目を感じるような施設なんだけど、しかしまだまだ3,000万円投資するだけの余地は私はあると思う。なぜこれに対する取り組みが、私は低下してると思うんですけれども、そうではないというんだつたらそうではない。もし認めるんだつたら、今後の対策をお答え願いたいと思います。

2つ目です。これもまあ地元の問題ですけども、若美漁港の問題。今回の漁港整備、五里合ほかとかつてあるわけだけでもね、何ぼあつたんだっけ。まあ予算承知してるわけだけでもね。どうも、まあ五里合つちゅうのは書いてあるんだけど、7漁港。

この整備、まあ今の漁業考えるとね握って離されないことなんだけど、市長、前の市長なんだけれどもね、若美漁港の若手の漁業者が四、五人、まあここに関係者いるわけだけでも、市長に要望してね、堤防の築堤の延長をお願いしたんだ。で、そのとき、頑張りますという答えをもらってるんだけれどもね、さっぱり進まない、いまだに。全然お答えもないし、投げやり問題だと。依然として浚渫に頼らざるを得ない方法なんだけれども、要は、確かに過去には漁業のあがらないものに投資効果はないっていうことでね、旧若美町議会でもその議論がありました。だけれどもね、今やっぱり厳然としてねまだ漁師がいる以上は、浚渫なり必要だと思うんだけれども、築堤の問題とかそういう問題について、取り組むべきだって確約してて人を欺くような行為になってるんですよ。今あの若い連中、もうまあたまたま風力がね、海上風力が来るんで、それのおかげで船を出してね日銭を稼いで喜んでるわけだけれども、しかしやっぱりそういう要望したらね、あの問題どうなってるんだって言われたって、我々だって答えようがないわけよ。あなたもそばにいたでしょうって言われるわけよ。いました。へば一生懸命頑張ってるすかったっけ、うーん、まあって頭下げざるを得ない。こういうね、やろうっていった、計画として盛る。今回もいろんな新規事業も含めてね羅列されていますけれども、きちっとやってほしいですよ。で、やられねえ、無意味だったら無意味だってきちっとね報告して、これはやめますっていうことで漁協あたりの支所なってる、支所、分所なってるのかね、ちゃんと答えないとき、依然としてくすぶっていくと思いますよ。そこがやっぱりオール男鹿になれない要因も私はあるんでないかと。そういう点ではね、ああいう若い漁業者をね、今、今回の漁業対策だってね年間一人ふやすっていう予算でしょう。計画でしょう。総合発展計画でいっても。こういうちゃちなやり方ではさ、やっぱりもう少し今の三大産業を推進するためにはね、観光事業並みにね、てこ入れすべきではないかと。そこはやっぱりおろそかにすべきではないということなんで、コメントを求めたいと思います。

あともう一つ、ちょっと予算書の中で、十二桜公園っていうの、あそこ。去年私もちょっと行って見てきたんだけど、結構荒れてます。やっとかすっとか、軽トラックでもやっとか歩くような状況で、まあトイレの小屋も何かあったわけだけれども、測定の予算が出てるんですね、四、五百万円。で、これ計画どうなるのかちょっとこの際予算なのでね、見通しについて計画なりあったらお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 三浦観光課長

○観光課長（三浦一孝君） 私からは、WAOのあり方についてお答えさせていただきます。

夕陽温泉WAOにつきましては、地域住民の健康と福祉の増進を目的とした施設だということで、地域住民の保養施設ということで設置をされたという経緯がございますけれども、今現在、おが地域振興公社が指定管理者として管理をしているところでございます。

その中で、おが地域振興公社の取り組みについて、特別、WAOについて取り組みが劣るというような認識は持っておりませんし、今年度から外部から社長も招聘をしまして、温浴ランドおがとともにですね、その経営改善に向けて一生懸命取り組んでいただいているというふうに認識をしております。ただ、どうしても施設の老朽化という面がございますので、修繕のために臨時で休業するといったようなこともありますので、まあ事前にお知らせはしているというふうに考えてはおりますけれども、急ぎの臨時休業で行ったら入れなかったというようなケースも、もしかすればあったかもしれませんので、その辺については、地域振興公社の方にお伝えをしまして、またそういった周知活動についてもですね、きちんと取り組むよう市としてもしっかり指導してまいりたいというふうに思っております。

ただ、施設全体を見ますと、まあ今後のその施設をどうするのかということにつきましては、なかなか、先ほども申しました施設の老朽化もございまして、なかなか利用者の伸びが、まあ利用者が伸びないということもあって、経営面から見ると非常に厳しい、施設単体の決算で見ると3期連続の赤字というような状況も続いております。まあそういった状況も受けて、おが地域振興公社の方からは、入館料の値上げというような相談も受けているところでございます。ただ、単純に施設の値上げということではなくて、それに伴ってサービスも改善をしていくというような話も伺っておりますので、そういった取り組みの中でですね、またサービスの向上はされていくのかなと思いますけれども、長期的に見た施設のあり方については、市の公共施設の管理計画の中でですねまた議論をしていくところだというふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 武田農林水産課長

○農林水産課長（武田誠君） ご質問にお答えいたします。

ご質問のありました、予算の概要に載っています市管理漁港の一部に括弧して五里合漁港などとなっておりますけれども、浚渫工事につきましては、若美漁港も含め、毎年実施しているもので、令和2年度においても浚渫を予定しております。まあ市の管理漁港につきましては、ほかにも水産物供給基盤機能保全事業を活用して計画的に保全を図っていくという計画を、二十七、八年度ですか、策定しております、その計画に基づいて進められているものと考えております。

ご質問のありました若美漁港につきましては、第1・第2防波堤につきましては、大きく手入れっていいですか、手当をするような点検評価を受けていないものでありますけれども、令和3年度、予定であります、先ほど申しました水産物供給基盤機能保全事業で浚渫を行う予定となっております。ですから、市の管理漁港として毎年行っている浚渫のまあ規模といいですか、ボリュームよりは少し大きく浚渫できるというふうに考えておりますので、そうなりますと、まあ維持保全が図られるものというふうに考えているところであります。

それから、十二桜公園の関連予算であります、予算書では十二桜森林公園測量設計業務というふうに載せております。まあご質問のありましたとおり、十二桜森林公園なんです、整備実施後既に25年以上経過して施設の老朽化が見られるということから、県税を、県の、まあ秋田県水と緑の森づくり税を活用して再整備するということになります。で、計画としては、令和2年度から4年度まで3カ年で、まあ多目的広場下刈り等の森林整備等、それから歩道の開設・補修の路網整備を中心に、まあ標識類の整備や休憩施設整備を行うという計画になっております。整備1年目となる今年度の予算額は、調査測量設計に係る540万円を委託料として措置するということとなります。で、まあ予算書の財源内訳のところを見ていただきますと、同額の540万円と記されておりますとおり、財源は100パーセント、秋田県水と緑の森づくり税を活用するものであります。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑。16番

○16番（安田健次郎君） 大方いいんだけど、もうちょっとだけ。

観光課長にちょっともう少し聞きたいんだけどね、まあ認めてるんですね。老

朽化しているし。老朽化してるからどうしなけりゃならない。客が減っている、どうしなけりゃならないと。対応を私は求めてるんですね。いわゆる客が少ないからサービスを低くする。サービスを低くすると客がふえないと。悪循環っていうかね、こういう繰り返しではこういう施設っていうのは私は成り立たないんじゃないかってことで、で、課長も、客も減ってるし、老朽化したって今お答えしてるわけだからね、それに対する対応をどうするかっていうのが必要なんじゃないかなと私は思うんですよ。で、確かに財源の問題ある。でもね、よく何年か前からあのね、温浴ランドはいいんだけどWAOはなっていう、いやいや、そういう批判結構聞いたことあるんです、合併した当時。でも、温浴ランドも結構故障したりしてね、相当お金かかっちゃった。逆に言えばWAOより悪くなった経緯もある。少しあったんですね。で、その比較云々なんだけれどもね、現実になくするっていう手もあるわけでしょうけれども、私は、やるべきでないと思うんだけどもね、そういうやっぱり運営してる、やるってやってるんだったらさ、市長の考え方だってやっぱりきちっと腰入れてやるっていうのが筋だと私は思うんです。で、現状が今言ったように老朽化もしてなければ別けれども、老朽化もしてる、人も減った、客も減ってるっていうような言い方だとするとね、じゃあWAOの今後っていうのはどうやって認めていくかって。今言ったように、いいとこと悪いところも見ていかないとき、やっぱりお金のね一応3,000万円費やしてるわけだからさ、振興公社といえどもね。その点はちょっともう少しね考えるべきじゃないでしょうかっていうことを申し添えておきたいと思います。できればもう一回。

それからもう一つね、漁港の問題ね。いや、私聞いたのは、若い漁師が来て堤防の延長を求めたっていうことに対するね、お答えが少なかったんで、浚渫は今度また今までよりもね、やっとなんか浚渫してもらってるんだけども、今までもかろうじてね。春先なんかはきゅっきゅきゅきゅきゅだ。やっとなんか秋のハタハタき間に合うぐらいだったんだけど。まあ今回一生懸命頑張っているようでね、ありがたいわけだけれども、そういう何ていうかな、市民の要望に対してはねきちとこう、一応出先であろうと支所であろうと一生懸命私方も頑張ったけれども、今のあの堤防にはねお金かけることは不可能ですっていうことであつたらね、それなりに対応した、していかないとかね、ちょっとやっぱり批判、何ていう、批判だけ先さ進んでしまうということなんです。

以上です。

あ、それからもう一つ、十二桜。まあ二、三年できれいにするっていうことだけでも、これもねちょっと私、この間見に、去年見に行ってきたんだけども、今あそこ、まあ県の予算でやるからまあいいやっていうこともあるんだけどもね、費用対効果の面でね、市の財政を費やすとすればね、あの場所的にも今のあの環境どうなのかなっていうことでちょっと疑心暗鬼もあるんだけどもさ、まあまあお金が県の関係でやれるんだとしたらね、まあまあよしとしなけりゃならないのかなということで、まあやるんだったらきちっとね費用対効果の上がるような取り組みをお願いしたいと思います。コメント、観光課長にコメントを求めたいと思います。あ、部長か。

○委員長（笹川圭光君） 藤原観光文化スポーツ部長

○観光文化スポーツ部長（藤原誠君） 委員からは、非常に貴重な提案いただきましてありがとうございます。

振興公社の取締役として私も会議に出てますけども、まあなまはげ館の指定管理料出てないわけですけども、一体管理しているなまはげ館の利益をWAOと温浴ランドで減らしているというのが現状であります。で、まあ当初の設置目的の中にやはり地域住民福祉のためという部分がありましたけども、地域住民自体の減少率が非常に大きいと、恒常的にこう利用している客が減っているというのがまず第一点。それと、近隣施設の方、まあWAOに関しますと3施設ありますので、そのどちらに散らばるという部分も見受けられて、なかなか集客について手立てが難しいという状況になっております。

で、施設の試算しておりますけども、まあ新たに建てかえるとすれば両施設とも7億円以上の支出、建てかえの場合ですね。で、大規模改造するにしましても4億円以上の新たな財源が必要になると。こういった場合、費用対効果等々含めましてやっぱり検討していかなければいけないと。まあ公社の立場から言うと、赤字施設なので受託はしたくないという部分はあると思います。もう1年で指定管理期間終わりますので、まあそこら辺、経営状態のところを、まあ一般の方、まあ市民にも公表しながら、この施設のあり方についてやはり考えていかなければいけない時期に来ているというふうには考えております。まあ温浴ランドの方は背後地に温泉が控えてますので、そちらの利用も可能ではないかというようなことを常々市長ともお話しておるところで

ございますので、まあこの後、現状の指定管理料をふやさない中で経営していただいていると。まあその中でも、やはりその先ほど申しましたとおり、なまはげ館の利益を食っているという部分ありますので、周辺施設も消費税、それから人件費が上がったということで入館料の方値上げしておりますので、両施設ともこの後ちょっと入館料の値上げにつきましては、議員の皆様にもちょっと相談に乗っていただきたいというふうに考えております。まあサービス低下にならないように、その先ほど課長も言いましたけども、新社長、外部から迎えまして取り組んでおります。ということで、何かありましたらご意見の方いただければと。まあ批判もハッピー情報ということで何でも受けると言われておりますので、よろしく願いいたします。

○16番（安田健次郎君） 委員長、終わります。

○委員長（笹川圭光君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。18番吉田清孝君の発言を許します。

○18番（吉田清孝君） 病院事業会計にお尋ねいたします。

9ページ、まあ報酬2億7,000万円、前年度ゼロということで、全体的に3億700万円の増で、この中身についてね、例えば会計年度任用職員なのかちょっとあれだけでも、ニチイ学館だとか何かあって、その、どういう、何人でどうだかっていった、ちょっとその部分でお尋ねいたします。

まあ1億円余りの不良債務が生じるっていう中で、昨年、全国自治体病院協議会800万円で委託して、我々さ報告書をそれを配付しまして見ました。で、費用の割にはすばらしい内容だといった部分の議論もしたと思います。そして今、継続費ですか千何百万円で民間にいろいろ委託して進んでる中で、どういうふうに進んでね、進めようとして、この予算に何かこう反映されてるものがね、あるものやら。入院・外来、単価的にも非常に医師の方々頑張って単価も上がったりして収入も確保されてるわけですけども、結果的には1億円余りの不良債務こうだという部分を非常にこう、これから先見通したときに容易でないのかなっていったときにね、どういうふう危機感をもってるのかなっていったことの中で、今の部分でどういうふうその、特に一千何百万円をかけた外部委託の民間の企業と、どういうふうこう進めていこうとしてるのかですね。そこのあたりもお聞かせ願えればと思っております。

まあそれから、企業会計のガスなんかも営業関係でいくと6,000万円余りの単年度損失になってるわけですが、まあ市長は民間の経営等々の中でね、こういうこの病院、企業会計でガス、水道もなってる中で、こうガスなんか特にあれですけども、値上げというわけにはなかなかいかない中で、どういうふうな努力をされてるのかなと、どういうふうにかこう感じているのかなという部分をお聞かせ願えればなという感じをします。

それから、先ほどね、まあ資料で保険税。市長の答弁の中で、市長は職員に対する信頼といいますか、私が、私はね、まあ過去の3年間を見たときの1億2,000万円ずつのっていった先日の議論をしたわけです。そして、まあ先ほどの議論もね、これが3年、令和3年になると急激に行っただ来たどの違いになるっていうことが、私はなかなかその信用できないという言葉はちょっとあれですけども、なおそのまあ課長の答弁にもあったようにね、非常にこう推計するにもこうだと。そうすると、県とかいろんなとこに聞いてよ、議会に、よりまあ情報を得ながら、正確なね部分。県から来たからこうだというわけにもいかないだろうし、そういう議会は議会の立場でいろいろこういったときに、まあ市長は非常に職員を信頼して、令和3年からはがくつと行っただ来たどの違いでよ、まあすぐ2億こうだというところ。私方は、果たしてそうなるのかなっていう立場で質疑してるわけです。そうするとね、この資料まあ見た中で、これまあ委員会に出していただきたい、この資料部分で何があれだかっていうのは知りたいのは、保険給付状況ですよ。保険給付状況ね。それがね、まあ健康寿命だとかこうって取り上げてる中で、果たしてそれ、それがよ、これからふえていくという数字を出していつてるのは、これプラスね、何か足りないなと思うわけですよ。過去のやっぱり3年なら3年、これからこうだという部分でのいわゆる保険税給付状況、療養費でも何でもね、これから15億円、今までかかってあったやつがね、着実に16億円、17億円かかって保険税もこうなるっていうのは、やっぱりこういう資料見るとそういうことを感じるんですよ。まずね。そういうのをね足しながら、議会に理解を得るためには、わかりやすいね資料を、説得力をもったね資料をねやりながら議論を深めていきたいなということをおもっております。

まあそれからね、先ほどのね、これまあ総務委員会だから、ぱっと我々ね企画課長ね、これ瞬間に感じるんですよ。何と市役所とよ、JRが税金逃れのためにやってる

ようなよ、収用法だかと。まずね、職員の皆さんね、何があなた方こうだかっていえばね、法令と条例、規則に基づいて仕事していく中で、土地収用法、私も読もうかなと思ってた矢先に皆さんしゃべってたことがね、ああ、そういうことだとすると、いや、覚書の中でああいう形になってるかもしれないけども、話はやっぱり市で今それを計画してよ、中身はね、後の説明でわかったことは公共的、それやらなければ私方は売りませんよというあうんの呼吸でよ、そっちが先だっていった部分で、とてもね、ああいう答弁聞くとね、信じられないですよ。税務署さ行ってああいう話するば、とんでもねえ話でよ。市役所がJRと結託してよ、税金逃れみたいなすることするなんてのはや、とんでもねえ話でよ。だからもう少し原点をね、まあこれ総務委員会でやるつもりだけども、しゃべんねえでいられねえ。例えばね覚書って何だかってば、契約さ近いすよ。覚書って。処理するってば。だから総務委員会では早め早めにつてね。JRは処理するっていうことを前提に予算だとかって頑張って、あんな早く予算あるからやってるんでしょ、あれ。そういう背景をよ我々は感じるけども、中身見れば全然ね、あなた方は、まああなた方のサイドでよ、ああいう説明をされるとね、本当にまあ情けないっていうかね、信じられない感じでね、ちょっと私はね異常だなという感じをしました。まあこれは総務委員会でやりますので。

今のあれです、病院のことで、非常にまあ市長なってね頑張っているけども、今回のこの部分での、まあこの数字だけでね人件費の3億円なのかなと、このことがちょっと不良債務さつながるのかな。まあそして市長が今、こういう非常に頑張っているけども、こういった物の考え方をね、病院でもガスでもね、ガスがこうなって赤字になっていけば値上げしないために何としてやればいかっていった部分での何かありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 田村病院事務局長

○病院事務局長（田村力君） そうすれば、私から病院の関係でご説明申し上げます。

まずはじめに、予算書の8ページの……

○18番（吉田清孝君） 9ページ。

○病院事務局長（田村力君） まあ報酬の関係ですけれども、こちらの方は会計年度任用職員の関係の報酬が今年度から上がってきたということで、まあ昨年度って今年度は別の、報酬という形ではなくて別の形での支払いになっておりますので、これが直

接まあ大きく響いてるというそういう数字ではございません。ということで、こちらの会計年度任用職員の報償費ということでまあ1億2,600万円ほど、あと非常勤の医師の報償費ということで1億4,000万円、それで、そもそも賃金の項目という部分が法律の改正でなくなりましたので、その部分が報償の方に入ってきてるということで、まあそういうような形でございます。

それで、まあ令和2年度の当初予算ということで、まず1億円の、収益的収支の部分で1億円の赤字の予算を組ませていただきました。で、まあこの予算組むに当たって、収益の部分、まあ今年度の実績をもとに積み上げて出したものですが、まあ過小に収益を見てるわけでもありませんし、過剰に収益を見たわけでもございません。ある意味、正直に収益を積み上げて予算化しましたので、今回のこの予算が今の病院の運営の状況を一番よくあらわした形の予算ではないかと思っております。

それで、まあこの病院の経営改善ということで、この1億円の部分、これをどうやって改善していくか。そういったのがこれからの取り組みということになるかと思っております。それで、まあ今年度から、まあコンサルを入れて経営改善ということで取り組んでいるわけではありますけれども、これまでもいろいろ改善の計画等、これまでもつくってはきておりましたけれども、実際それを実行する部分というのはなかなか進まない部分がございます。今回本当にコンサルを入れるということで、その経営改善をまあ取り組んでいくということでやってございます。それで、今年度、まあ12月に契約して、今年度は経営改善の計画を立てるということで今実際やっております。それで、これまでコンサルの方からは、まあ病院の院長はじめ各部門の所属長等20名以上の者のヒアリングをしたほか、レセプト等各種資料、まあ分析をいただいているところでございます。それで、まあ今週末あたりに計画のたたき台といいますか、そういったものも示されますので、その中でまた院内でそれを検討して、最終的にその改善計画を組み上げるというそういった今状況でございます。それで、いずれそのコンサル入った中で、やはり我々が今までも取り組めなかったような指摘といいますか、そういった部分もかなりございました。それで、まだ最終的に計画まだ全体まあ見えてございませんけれども、その打ち合わせの中で、まず1億円をその目標といいますか、その経営改善の目標ということで定めていくというようなこともコンサルの方からも伺っておりますし、いずれ今そういった部分で一生懸命取り組んでおり

ますし、まあそういった部分で意欲をもってといいますか、そういった部分で取り組んで今いるところでございます。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 太田企業局管理課長

○企業局管理課長（太田穰君） それでは、私から企業局のガス事業会計の収入の件についてご説明いたします。

企業会計収入につきましては、料金収入と一般会計からの繰り入れがほとんどでございます。特にガス事業会計におきましては、31年度当初予算の料金収入が5億円ほど、2年度当初予算の料金収入が4億6,700万円ほどで、対当初では3,200万円ほど減となっております。また、31年度の補正の現計では4億8,300万円ほどで、こちら31年度の現計の補正では三角の1,600万円ほどとなっております。この料金収入の減の要因といたしまして、外的な要因といたしましては、暖冬に加えまして、地政学的リスクであります円高による原油輸入価格の下落に加えまして、今回の新型コロナウイルスによる中国経済悪化により世界経済に影響を及ぼしていることから、国際原油価格が下落しているということでございます。また、内的要因といたしましては、人口減少や他燃料への切りかえによる需要家の減少によるものでございます。

ガス事業会計のみならず、企業局事業会計の経営健全化の取り組みに向けましては、一般会計のさらなる依存、料金の値上げなどで考える前に、まず組織のあり方、経営の削減について取り組んでまいります。現在、新年度において、下水道事業、ガス事業においてそれぞれ職員1名減の2名の削減を考えておりまして、また、職員労働組合との団体交渉で、2月4日、協定書を取り交わしまして、各種特別勤務手当の見直しを図ったところでございます。具体的には、下水道事業会計では、新年度からはまず約800万円ほど人件費の削減と。また、ガス事業会計では700万円ほどの削減で、合わせて1,500万円の削減ということを考えております。また、特別勤務手当の見直しにつきましては、緊急呼び出し手当を、これまで1,500円だったのを750円ということで半分にしております。また、ガスの製造所の待機手当、こちら8,000円だったのを6,100円にしております。これにより、実績で96万6,000円、約100万円ほどの削減を図られるということでございます。

まず、こういった経費削減に努めてまいるというところがございますが、昨年12月には副主幹級による企業局のあり方検討委員会を立ち上げまして、内部で、業務で民間に委託できるところはないかと、また、ダウンサイジング等も含めましてさまざま検討しているところがございます。また、5月に、昨年5月に立ち上げました若手職員による下水道健全化検討委員会も引き続き行っていきまして、企業局職員がさまざまな角度から自分たちで経営健全化を考えていくというスタンスを今後とも図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑どうぞ。

○18番（吉田清孝君） すみません。

病院の事業でね、例えばね2億7,000万円の報酬、いわゆる会計年度任用職員ということで、これ53人ですか、ちょっとあれですけども。

○病院事務局長（田村力君） はい。

○18番（吉田清孝君） その中身っていうか、どういうところにこうこうだというね。そして受付であれこうであるという、例えばニチイ、私具体的にニチイ学館でも、何ていうの、委託してる部分なのか。なかなかほれ、例えば、この4ページ見ても、経費がね4億840万円って、前年度何ぼだとかとね、わからない中で、この給与明細書2億7,000万円っていう大きなまずね、その部分のその、まあ53人なのかちょっとね、そこがはっきり、そういうふうな何だすべ、それ。任用職員の人のやつでこうこうだと、2億7,000万円が新たなよ。それが、どういうところに何人って、この部分でね。今まで私ちょっとあれなのは、ニチイ学館だか何かさ委託してよ、いろいろやられて、その委託料ってやつが幾らなのかよ、そのあたりの絡みで、これ全くこの予算でだば私はわからないすよ。まずそこをどうなってるのかなとね。それでいくと、その1人当たりこれ報酬2億7,000万円。ちょっと間違ったらごめんなさい。53人であれば1人何ぼだとかってなる。ここにね前年度ゼロで、この中身をちょっと教えてくださいとね。全部いくと3億円でしょう。3億725万円。ここがもうちょっと詳しくね。そして今まではどこにあって、そこが減ってるんだと。そこちょっとね、そういうことをちょっと聞いたんです。

それから、市長ね、やっぱりこれいろいろこう大変な、まずね背景が人口減少だとかこうだっていったときの病院経営っていった部分で、あなたもねいろいろ頑張っ

ると思いますよ。だけども、計数、数字的に出てこないとやっぱり悩むすべ、まずねいろんな部分で。いろんなこう、何かやり方を考えないとという、いわゆる民間経営、民間経営の出身の市長がですよ、こういうことでまあ今までやってきた中で、こういうことを考えていかなきゃいけないなといった、非常に今回の予算がまた1億円の不良債務っていった部分でだとか、さっき言ったガスだとかこうだっというところが非常にこう重要な時期にさしかかっている中で、こう市長の方針といいますかね、やってみた中であれだと。

それからもう一つは、幹部会議さね市長行ってるすべ、1カ月に1回。私はね副市長も行った方がいいと思うんですよ。それがその正副、まあまあ市長と副市長行って、やっぱりこれまあそれだけでも市長だけでねぐ、まあ副市長は病院に対するねいろいろ経験もあれだし、こうだっという中でね、やっぱりそういうのもひとつの中で病院の皆さんのこうだという示すひとつのあれでないかなというようなちょっとしたことでもね、やっぱりそういうことでもできるんでないかなということを感じてます。まず市長からそのね、いわゆるその1億だとかこうという非常に厳しくこう流れがのこままするずるいくんでねえがなっという心配のもとで、今まで見て何かこういう方向で感じたこと、それからこういう方針でいきたいといった部分、そしてさっき言った、市長も委託した80万円、それから千何百万円も今やった中でこういうことを期待しているっていうことをね、そこを少しねお話していただければと思っております。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） みなと病院のことですけども、私はこう、非常にこう印象はよくなってきてるなと思います。一月に1回、私、挨拶運動で、あそこの玄関の前に立って職員に挨拶してます。こう顔も覚えてくると、やっぱりこういろんな話ができるようになってくるし、それ終わってから病棟まで全部こうぐるっと一回りしてきます。何人かやっぱりこう話できるようなお医者さんも出てきたし、そういう意味では、こう自分の気持ちが変わってきたなと思ってます。

中で変わったのは、今まで病院の中で1階と2階と事務、市の職員が分かれてあったんですよ。あれをワンフロアにしたのが非常によかったなと思ってます。あとそれから、自治体病院協議会、80万円かけてね、かなりの切り込みしてくれたすよね。あなた方はこのままではこの病院はなくなるよと、そういう話をしてくれました。大

本の市役所がだめなんだから何とかしなきゃだめだということで、こうかなりスイッチが入ったすな。だから病院の幹部も、今までは、私が来たころは、病院だから仕方ねえすべと。聖域だっていうかね、守られてるっていうか、そういう感覚があったのが、何とかしなきゃだめだと、そういう非常にこう幹部の人方がそういう気持ちになってくれることが非常にこうありがたいと思ってます。そして、今、専門のコンサル来るので、私では切り込めない、私方では切り込めない専門的な知識を持った人方がいて、いろんなこう指摘を期待してます。ただ、病院の職員に言ってることは、コンサルっていうのはオールジャパンの知識、すごい専門知識は持ってるけども、男鹿のことは俺方しかわからないんだと。だから何とか一緒にこうやっていこうというそういう話をしています。あとやっぱりそれから、厚生医療センター病院、土崎のね、あそこからもこう指導受けたりして、挨拶運動とかそういうのやってるのを非常にこういいなと思ってます。そのことは即やっていますし。だからそのことで、やっぱり自治体病院、土崎の厚生医療センターに行くと、院長が自ら先なってやってるすもん。病院の人方が先なって、いろんな接遇のことやっています。あそこの病院に行くと、ロビーに行くと、「何かお困りですか」って言うらしいすな。院長先生が1カ月に1回、薬局に薬もらいに行くと、ちゃんと、「お大事に」って言うか確かめるって言ってるすな。だからお医者さん自体が診察室で必ず、「お待たせしました」と。終わったら「お大事に」というそういう言葉の声かけもしてると。そういう運動、こっちでもやってるので、まあそういう内面的なことからまず変えていくと。それから、経営面では、そういう専門的なトップレベルの知識を持ったやついるがら、一緒にやっていこう。私は、1億円っていう話を事務局長が言ったけども、ちょっと1億円は大きいけども、まあそういう目標を立てたことはいいなと。みんなで取り組んでいこうというそういう気持ちが大事だと思ってます。

日ごろ私が言ってるように、男鹿の市民が病院にかかるのが14パーセントですか、国保で。それしかいないがら、何とかもっといい医療といいサービスを提供してやっていけるように、そういうことつくりたいと。今、まず変わっていけると、そういう手応えを感じています。

○18番（吉田清孝君） あといいですよ。市長、いい。

○市長（菅原広二君） いいすか。長くなって悪いども、あと一言。

企業局はね、やっぱり難しいすな。企業局はなかなか打つ手が見出せない。その内部から今変えていこうと今、そういう風通しのよい職場づくりを今一生懸命、企業局もやっています。それから専門家を入れて、やっぱりどうあるべきかやっていかないと、今大変な状況だなということを思っています。かなり発破かけて、企業局だからこの会社ねくなればおめ方大変なんだぞということも話まで出るようになったから、かなりそこあたりもそういう精神的なことからまず変えていこうと思っています。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 田村病院事務局長

○病院事務局長（田村力君） 私の方、給与明細書の中身の件ですけれども、一応こちらの方、もともと正職員ということでこの表がつくられておりました。その際、嘱託職員、臨時職員は含んでおりませんでした。これまで、今年度までの予算書の中では、それで今回、まあ来年度、会計年度任用職員ということで一応正職員ということで扱い、正職員の扱いで今度こちらの表に参入されましたので、今まで参入されてない分がそのまま令和2年度には入ったということで、ここだけ金額が入ってきたというそういう内容でございます。

それで、会計年度任用職員のまあ中身といいますか、大体の内訳ですけれども、ニチイ学館とかそちらの方はあくまでも委託ということで、会計年度任用職員には含まれておりません。会計年度任用職員の内訳としましては、まあ一般的に窓口とか経理の事務をやってる方で大体15人、あと当直も含めてまあ大体15人、あとそのほかはパートの看護師さん、あとフルタイムの看護師さん、まあ夜勤等できない看護師さん、あとその他看護助手、看護補助の関係で、この辺でまず、20名近く看護師関係でおられます。あと、薬局の補助、検査科の補助、あとまあ放射線科の補助ということで、まあ三、四人ということで、まあ大体そういった中で53名というそういう人数になってございます。

以上でございます。

○18番（吉田清孝君） この予算でどこ減った。ここでふえた分で。

○病院事務局長（田村力君） ここで……

○18番（吉田清孝君） 前年度と比較して。賃金、どこ。経費、ここ。

○委員長（笹川圭光君） 暫時休憩します。

午後 4時48分 休憩

午後 4時52分 再開

○委員長（笹川圭光君） 再開します。

終わりますか。

○18番（吉田清孝君） 終わります。

○委員長（笹川圭光君） 18番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時52分 休憩

午後 4時54分 再開

○委員長（笹川圭光君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） 質疑なしと認めます。よって、当初予算にかかる質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。本18件をさらに詳細に審査するため、各常任委員会による分科会を設置し、ご配付しております分科会区分表のとおり、審査することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会に分科会を設置し、審査することに決しました。

次に、お諮りいたします。予算特別委員会の審査日程については、昨日から明日までの3日間ですが、本日で委員全員による審査を終了いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本委員会は、3月18日、午前10時から再開し、各分科会の報告を求めることに

いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さんでございました。

午後 4時54分 散 会

予算特別委員会分科会区分表

総務分科会	議案第1号の条文、歳入全款 歳出1款、2款1項、9款、12款 議案第18号の条文、歳入全款 歳出1款、2款（1項16目・17目・ 18目及び3項を除く）、4款4項・5項・ 6項、6款1項8目・3項3目、 8款4項3目、9款、12款、13款、 14款 議案第29号の条文、歳入全款
教育厚生分科会	議案第1号の歳出3款1項・2項・3項・6項、 4款1項・2項・3項、 10款（5項2目を除く） 議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、 議案第18号の歳出2款1項16目・17目・3項、3款、 4款（4項・5項・6項を除く）、 7款1項5目、10款（5項2目・3目・ 6目及び6項1目・2目を除く） 議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、 議案第23号
産業建設分科会	議案第1号の歳出6款1項・2項・3項・4項、7款、 8款1項・2項・4項・5項・6項、 10款5項2目、11款 議案第6号、

議案第18号の歳出2款1項18目、5款、
6款（1項8目・3項3目を除く）、
7款（1項5目を除く）、
8款（4項3目を除く）、
10款5項2目・3目・6目・6項1目・2目、
11款、
議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、
議案第28号
議案第29号の歳出7款